

地域から始めよう!



しずおか防犯まちづくり

第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画

～新たな犯罪の防止と再犯防止による安全・安心な社会を目指して～

計画期間 2022年度～2025年度

静岡県

目次

第5次 ふじのくに防犯まちづくり行動計画

第1章	計画の基本的事項	1
	趣旨	3
	1 「防犯まちづくり」とは	3
	2 防犯まちづくり行動計画策定の経緯	3
	3 再犯防止推進計画の策定の経緯	4
	4 計画の方向性	5
	5 計画の趣旨	5
	6 県民意見の反映	6
	第5次計画の概要	7
	1 基本理念	7
	2 目指す姿	7
	3 重点取組	7
	4 基本的視点	8
	5 位置づけ	8
	6 戦略（施策の柱）	8
	7 計画の目標	8
	8 計画の期間	8
第2章	静岡県の推進施策	9
	戦略（施策の柱）	11
	1 地域の防犯力・防犯意識の向上	11
	具体的な推進事項	11
	参考指標	17
	2 子どもの犯罪被害等防止	18
	具体的な推進事項	18
	参考指標	23
	3 女性の犯罪被害等防止	24
	具体的な推進事項	24
	参考指標	26
	4 高齢者等の犯罪被害等防止	27
	具体的な推進事項	27
	参考指標	29
	5 再犯防止の推進	30
	(1) 就労の確保	30

	(2) 住居の確保	32
	(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	33
	ア 高齢者又は障害者等への支援等	33
	イ 薬物依存を有する者への支援等	35
	(4) 学校等と連携した修学支援の実施等	36
	(5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	38
	(6) 民間協力者の活動の促進等	40
	(7) 広報・啓発活動の推進等	42
	(8) 国、民間団体等との連携強化	44
	(9) 市町の地方再犯防止推進計画の策定支援	45
	参考指標	46
	6 犯罪に強い都市基盤づくり	47
	具体的な推進事項	47
	参考指標	50
第3章	防犯まちづくりの体制整備	51
	防犯まちづくりの推進体制	53
	1 地区安全会議	53
	2 市町安全協議会	54
	3 しずおか防犯まちづくり県民会議	54
	4 静岡県再犯防止推進協議会	54
	県の推進体制と役割分担	55
第4章	静岡県における犯罪の現状等と県民意識	57
	犯罪の現状	59
	1 刑法犯認知件数と検挙率の状況	59
	2 2020年窃盗犯手口の内訳	59
	3 特殊詐欺の状況	60
	4 子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況	61
	5 少年犯罪の状況	62
	6 人口10万人あたりの刑法犯認知件数	63
	再犯防止を取り巻く状況	64
	1 県内の刑法犯検挙者数及び再犯者数・率の推移	64
	2 再入者数及び再入者率	64
	3 2020年の新受刑者のうち犯行時居住地が静岡県であつた者の状況	65

	4 全国における出所受刑者の出所時帰住先の状況	66
	5 2020年に少年院（駿府学園を含む全ての少年院）に 入院した非行少年のうち、非行時の居住地が静岡県であ った者の状況	66
	犯罪被害遭遇不安	68
	1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類	68
	2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移	69
	防犯まちづくりの取組意識	70
	1 防犯まちづくりへの取組意識の推移	70
	2 求められる具体的犯罪防止対策	71
第5章	第4次防犯まちづくり行動計画（2018年度策定）の成果と課題 . .	73
	行動計画（2018年度策定）の概要	75
	1 重点取組	75
	2 施策の柱	75
	3 計画の目標	75
	行動計画の成果と課題	76
	1 成果	76
	2 3つの施策の柱ごとの成果と課題	76
参考資料	静岡県防犯まちづくり条例	81
	「子ども見守り強化の日」実施要綱	103
	再犯防止推進法（抜粋）	104
	静岡県再犯防止推進協議会設置要綱	105
	県内の支援サービス提供状況一覧	107

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

趣旨

1 「防犯まちづくり」とは

県民、行政、警察が一体となって、地域における自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図る等、犯罪の起きにくいまちづくりを進める取組を表した言葉です。

県が、この「防犯まちづくり」に取り組むことになった背景は、2000年代に入り、都市化、国際化、情報化のさらなる発展等による社会環境の変化により、全国的に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えたことがあげられます。

静岡県においても、2002年には刑法犯認知件数が過去最悪の63,008件に達し、「犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合」（2002年度防犯まちづくりアンケート調査より）は80.3%にも及びました。

このような状況の中、犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、県民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、互いに見守り合い、助け合う地域の力で、犯罪の起きにくい防犯まちづくりを進めることが求められました。

2 防犯まちづくり行動計画策定の経緯

県では、2002年12月、「防犯まちづくり有識者懇談会」を設置し、効果的な防犯対策とその推進体制についての検討を行い、そこでまとめられた提言をもとに、2003年7月に庁内推進本部を立ち上げ、同年9月に「防犯まちづくり行動計画」（第1次：2003年度～2009年度）を策定しました。

その後、静岡県防犯まちづくり条例（2004年4月1日施行）及び「防犯まちづくり行動計画」（第2次：2010年度～2013年度、第3次：2014年度～2017年度、第4次：2018年度～2021年度）に基づいて、「犯罪の起きにくい社会づくり」を持続的に推進してきました。

2019年には、児童等が被害者となる滋賀県大津市における交通死亡事故、神奈川県川崎市における殺傷事件を受け、県では「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」を策定し、子どもの安全を確保すべく、各種施策を推進し、2020年3月には、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」の対策のうち、継続して実施すべき対策を、「防犯まちづくり行動計画」に組み込み、継承してまいりました。

官民協働による防犯まちづくりは年々進展しており、県内の刑法犯認知件数は、2003年以降、18年連続で減少し、2020年には15,370件となり、また、「犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合」も52.5%（2020年度県政世論調査より）と減少する等、大きな成果をあげています。

刑法犯認知件数は年々減少する一方で、高齢者が主な被害者である特殊詐欺は、様々な手口による被害が相次ぎ発生し、いまだ高水準で推移しており、予断を許さない状況にあります。

また、子ども・女性に関わる声かけ事案等の不審者情報の届出件数についても、依然として高い水準で推移している中、2020年、2021年には、県内において、登校中の子どもをねらった傷害事件等の子どもの命を脅かしかねない事件が発生しました。

また、2020年度に県が行ったアンケート調査によれば、約72%が、将来、県内で犯罪が「増える」と回答するなど、犯罪不安を感じる人が多い状況にあります。

本県は、2021年に熱海市における土砂災害が発生したほか、大規模地震、津波、風水害等の大規模災害が懸念されており、県民の生活を脅かす災害時における防犯まちづくりについても、引き続き、対応していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の生活様式が変化し、今後も社会情勢の変化に乗じた各種犯罪の発生に予断を許さない状況にあり、誰もが安心して過ごせる、魅力ある静岡県を目指すためには「防犯まちづくり」が果たす役割は大きいと考えられます。

3 再犯防止推進計画の策定の経緯

県内の刑法犯認知件数が18年連続して減少している一方、刑法犯により検挙された者のうち再犯者が占める割合（再犯者率）は、近年、約5割で推移しており、2020年には46.0%でした。

再犯の防止は、犯罪を減らすためには避けて通れない重要課題です。

犯罪や非行をした者の中には、貧困、疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした者に対応するためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「息の長い」支援を実施する必要があります。

こうしたことから、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号 以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、同第8条により、都道府県及び市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

防犯まちづくりを推進している静岡県においても、県民の皆様が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現するとの観点から、再犯防止施策を推進する必要があるため、2020年3月に、「静岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

なお、再犯防止の推進に当たっては、犯罪により尊い命を失った方々の遺族、今もなお犯罪被害によって精神的・肉体的に苦痛を強いられている方々の心情に配慮しつつ、犯罪をした者等の社会復帰を支援するものとしします。

犯罪をした者等においては、犯罪の責任を自覚するとともに、犯罪被害者の心情をおもんばかりながら自ら社会復帰に向けて努力することが重要です。

4 計画の方向性

県では、「防犯まちづくり行動計画」のほか、2020年度から、「県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現する」ことを目的とした『静岡県再犯防止推進計画』を策定し、推進してきました。

防犯まちづくり行動計画と再犯防止推進計画は

「犯罪を減らし、県民の安全・安心を確保する」

という共通の目的を有しています。

第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画では、官民一体となった「防犯まちづくり」の施策を推進するとともに、犯罪をした者等が社会で孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、県民が安心して安全に暮らすことができるよう施策を推進します。

防犯・再犯防止の両面から安全・安心な地域づくりを推進することにより、安全・安心で誰もが暮らしやすい“ふじのくに”を実現すべく、両計画を統合します。

5 計画の趣旨

県では2021年度が最終年度である、「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第4次)の成果を検証するとともに、「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第5次)の策定に向けて、「防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部」において、これまで取り組んできた施策の検証を行うとともに、今後取り組むべき課題について検討を行いました。

今回策定する「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第5次)は、犯罪動向等、社会情勢の変化を適確に捉えた上で、これまでの行動計画の方向性を更に推し進めるとともに、再犯防止に対する取組を盛り込んだ防犯まちづくりに関する施策及び目標数値を定めました。

県は、安全・安心な社会の実現のため、県警察本部、県教育委員会等の関係機関と連携し、各種施策を推進します。

6 県民意見の反映

今回の「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第5次)を策定するに当たっては、県の防犯に精通し知識を有する有識者や、しずおか防犯まちづくり県民会議に参加する県内の機関・団体、静岡県再犯防止推進協議会会員に対して御意見を伺うとともに、県民意見提出手続(パブリック・コメント)にて県民から広く御意見を募集し、同意見を考慮した上で策定しました。

1 基本理念

これまでの取組や成果を踏まえ、より一層の官民一体による防犯まちづくりを推進することを考え、

『「オール静岡」で防犯まちづくりを推進』

を計画の基本理念とします。

2 目指す姿

県民の皆様が犯罪被害に遭うことがなく、安全で安心して暮らすことのできる「富国徳の美しい“ふじのくに”」を目指し

『犯罪のない安全・安心な“ふじのくに”』

を計画の目指す姿とします。

3 重点取組

県内の刑法犯認知件数は、2002年の63,008件をピークに、18年連続で減少し、2020年には15,370件まで減少しています。

しかし、子ども・女性に対する「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案の届出件数は依然高い水準で推移し、また、高齢者が主な被害者となる特殊詐欺は、その手口は年々巧妙化し、被害が収まることなく、予断を許さない状況が続いています。

子ども・女性・高齢者等の犯罪弱者が被害者となる重大事件は、ひとたび発生すれば、被害者や地域住民に与える心理的影響は大きく、県民の体感治安の悪化につながります。

よって、今回策定する「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」(第5次)においても、これまでの第4次計画の重点取組を継承し、

『子ども・女性・高齢者等の更なる安全確保』

を計画の重点取組とします。

4 基本的視点

防犯まちづくりを持続的に推進するとともに、デジタル技術を防犯まちづくりに活かすことを目的として、

人材育成（ひとづくり）

環境づくり（まちづくり）

情報共有（ネットワークづくり）

DX（デジタルトランスフォーメーション）

を計画の基本的視点とします。

5 位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねることとし、再犯防止の具体的な取組を、戦略5に規定します。

6 戦略（施策の柱）

本行動計画では、

- ① 地域の防犯力・防犯意識の向上
- ② 子どもの犯罪被害等防止
- ③ 女性の犯罪被害等防止
- ④ 高齢者等の犯罪被害等防止
- ⑤ 再犯防止の推進
- ⑥ 犯罪に強い都市基盤づくり

を戦略（施策の柱）とし、この戦略のもと、各施策、取組を推進していきます。

7 計画の目標

静岡県の新ビジョン（総合計画後期アクションプラン）に合わせ、

『刑法犯認知件数を2025年末までに12,000件以下』

とします。

8 計画の期間

静岡県の新ビジョン（総合計画後期アクションプラン）に合わせ、

2022年度から2025年度までの4か年計画

とします。

第2章 静岡県の推進施策

第2章 静岡県 の 推進施策

戦略
(施策の柱)

戦略1 地域の防犯力・防犯意識の向上

防犯まちづくりの取組を推進するためには、地域住民の先頭に立って防犯活動を推進するリーダーや、職場・事業所等の自主防犯活動を中心になって担う人材の育成が必要です。

そのほか、外国人県民を含めた各世代の地域住民の自主防犯ボランティアの活動促進、各種研修、情報提供等による地域の防犯力・防犯意識の向上が求められます。

県では、地域住民による防犯活動が効率的、効果的なものになるよう、静岡県防犯まちづくりアドバイザーや地域防犯を担う防犯リーダーの育成を目的とした各種研修を開催します。

若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大に努めるとともに事業所の防犯責任者の設置促進等を行います。

ホームページ、SNS等の媒体を活用して犯罪情報や防犯情報の提供を行い、地域、事業所、団体等との情報共有を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン形式等の非接触型の講座を開催するなどDXの手法を取り入れます。

重点的な取組として、「体験型防犯講座」の開催等による将来的に地域の防犯を担う人材の育成と、防犯まちづくり活動に率先して取り組む意欲のある人に対する「防犯まちづくり講座」の開催により、専門的な知識や技能の提供に努めます。

具体的な推進事項

〈施策項目 28 取組数 45〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
101	(1)次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成	「体験型防犯講座」の開催により、犯罪から自分の身を守る方法を教え、実際に体験させることにより、自衛心を養い、防犯意識の高揚を図ることで将来的に地域の防犯活動を担う人材を育成します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
102	(2)自主防犯活動を担う人材の育成	地域において防犯活動を担うリーダーを育成するとともに、犯罪情勢に適切に対応した活動ができるよう、各種防犯研修会を継続的に開催します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
103		静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域の防犯活動を含む地域活動のリーダーを育成します。	【経営管理部】 地域振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
104	(2) 自主防犯活動を担う人材の育成	人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図り、「有徳の人」づくりを推進します。	【スポーツ・文化観光部】 総合教育課
105	(3) 地域における防犯に関する教育力の充実	地域で子供を育む環境づくりを充実・促進するため、関係機関のネットワークを拡大するとともに、地域学校協働活動推進員等養成講座等を実施し社会教育関係者の資質向上の機会を図ります。	【教育委員会】 社会教育課
106		子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保するとともに、活動を通じて地域の絆の強化、地域の教育力の向上を図ります。	【教育委員会】 社会教育課
107	(4) 学校における防犯に関する教育力の充実	施設や通学路における安全管理や教職員等の研修を実施するとともに、児童生徒が主体となり将来的に地域の安全を守ることができるよう、安全教室を開催するなどの指導を充実させます。	【教育委員会】 健康体育課 【スポーツ・文化観光部】 私学振興課
108		心を育む地域連携研修会を開催し、県内各地区において、生徒の規範意識の向上など生徒指導上の諸問題について協議するとともに、スクールカウンセラーの配置等により、生徒の心の健康問題等に対しきめ細かな相談体制の充実を図り、問題行動への未然防止に努めます。	【教育委員会】 高校教育課 【スポーツ・文化観光部】 私学振興課
109	(5) 規範意識の向上	人権啓発センターにおいて、講演会や出前人権講座を開催し、関係機関と連携して人権教育・人権啓発を推進します。また、人権啓発指導者養成講座において、犯罪被害者等の人権問題を扱うなど、犯罪被害者等支援に対する理解促進を図ります。	【健康福祉部】 人権同和対策室
110	(6) 防犯活動の活性化	自主防犯ボランティアに対する情報提供等の支援を行うとともに、高校・大学生等の若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
111	(6) 防犯活動の活性化	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動の活性化を図り、登録台数の拡大を促進します。	【警察本部】 生活安全企画課
112	(7) 防犯活動の推進	地域住民の防犯活動のリーダーとして委嘱した地域安全推進員と連携し、活動を支援するとともに、住民の防犯意識の高揚と活動のノウハウを伝達し、防犯活動を推進します。	【警察本部】 生活安全企画課
113	(8) 防犯指導の実施	重要特異事犯発生時、及び県民に身近な犯罪について、急激な増加傾向を示した場合、関係機関との連携を強化し、対象者及び関連事業者に対する防犯指導を実施します。	【警察本部】 生活安全企画課
114	(9) 男女共同参画の視点からの防災対策の推進	男女共同参画の推進による地域防災力の強化を図るため、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用した地域女性防災リーダーの育成等を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進します。	【くらし・環境部】 男女共同参画課
115	(10) 災害時の防犯活動を担う人材の育成	地域防犯活動のリーダー等を対象とした防犯まちづくり講座において、災害時における防犯対策も配慮した講義内容を取り入れ、災害時に適切に防犯活動ができる人材を育成します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
116	(11) 公用車に青色回転灯を装着した防犯パトロールの実施	公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑制し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
117	(12) 防犯まちづくり推進体制の強化	防犯まちづくり講座の開催や防犯啓発資材の提供・キャンペーン用のぼり旗の配布等の支援により「地区安全会議」の活性化を図るとともに、「市町安全協議会」の設置を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
118		「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
119	(13)事業者の防犯まちづくりへの協力	事業所における防犯責任者の設置を促進するとともに、啓発資料の作成・配布、研修会の開催などにより防犯責任者の活動を支援します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
120		業界団体、産地組合等が開催する会議、企業訪問等での協力依頼、情報提供を通じて、防犯まちづくりへの意識啓発をします。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
121	(14)消費者被害の防止と救済	消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化等を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図ります。	【くらし・環境部】 県民生活課
122		消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図ります。	【くらし・環境部】 県民生活課
123	(15)防犯に配慮した都市基盤の整備促進	駐輪場内での二輪車盗難等を防止するため、静岡県防犯まちづくり条例に基づく防犯指針の普及を図り、施設の適正管理を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【警察本部】 生活安全企画課
124	(16)防犯活動への支援	(公社)県防犯協会連合会と連携して、防犯活動への支援や地区防犯協会の防犯研修等を実施し、防犯活動の促進及び団体間の連携強化を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課
125	(17)事業者への防犯対策の指導	重要犯罪の被害対象となりやすい深夜における販売業者等、金融機関、ATMの管理者（設置者）等に対して、とるべき防犯対策を指導します。	【警察本部】 生活安全企画課
126	(18)災害時における防犯体制の整備促進	災害時における犯罪被害を防止するため、防犯パトロール等の体制整備を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
127	(19)防犯広報・啓発活動の推進	防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
128	(19) 防 犯 広 報・啓発活動の 推進	県内大学を通じ新入大学生へ、また、 県宅地建物取引業協会を通じひとり暮 らしを始める人へ防犯リーフレットを 配布する等、適切な防犯情報の提供を 図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
129		県民だより、県のホームページ、SN S等の多様な媒体を通じて、犯罪情勢 や効果的な防犯対策などの情報を提供 し、「自らの安全は自らが守る」意識の 定着を図るとともに、県民による自主 的な防犯活動を促進します。 災害発生時には、新聞、テレビ等マス メディアによるパブリシティやWeb の活用などにより災害に関する情報に ついて広報します。	【知事直轄組織】 広聴広報課
130		県ホームページ等により、防犯関係情 報を発信するとともに、防犯活動に取 り組む人材、地域の防犯活動団体、活 動事例等を紹介します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
131		県自治会連合会を通じて、地域の防犯 情報や先進的な活動事例等を自治会組 織に提供し、地域の防犯意識を高めま す。	【経営管理部】 地域振興課
132		静岡県コミュニティづくり推進協議会 の機関紙を通じて、地域で防犯活動に 取り組むコミュニティ組織の活動情報 を提供します。また、先進的な活動団 体等を表彰し、その活動事例を地域に 情報提供します。	【経営管理部】 地域振興課
133		重層的な防犯ネットワークの整備によ り、県民が必要とする身近な犯罪発生 状況や防犯に関する情報をタイムリー に発信します。	【警察本部】 生活安全企画課
134		(20) 消費者へ の情報提供	確かな目で本物を見極め、自ら考え行 動できる「自立する消費者」を育成・ 支援するため、消費者への情報提供や 消費者教育の充実を図ります。(災害時 に適切な消費行動をとれる消費者も含 む)

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
135	(21) 外国人県民への情報提供	県内に居住している外国人が、災害から身を守ることができるよう、また日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、防災・防犯研修等を実施します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 多文化共生課 【危機管理部】 危機情報課 【警察本部】 生活安全企画課
136	(22) 訪日外国人への情報提供	防犯等に資する情報の外国語による提供を推進し、犯罪の被害防止や、自らが犯罪者にならないための対応等を教示します。	【警察本部】 生活安全企画課
137	(23) 事業者への防犯意識の啓発	商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体を介して事業者に防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	【経済産業部】 経営支援課
138		関係する金融各機関または金融を扱う団体に対し、防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	【経済産業部】 商工金融課 農業戦略課 水産振興課
139	(24) 学校、警察、地域の連携強化	児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集するとともに地域の協力を要請します。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
140		不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ上及び電子メールを活用したネットワークにより提供します。	【警察本部】 人身安全対策課
141		学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。	【警察本部】 生活安全企画課
142	(25) 調査研究の推進	犯罪の発生状況を分析し、犯罪被害の未然防止方策等に関する調査研究を推進します。	【警察本部】 生活安全企画課
143	(26) 危機管理情報の提供	県ホームページ等により危機管理情報を提供し、県民への注意喚起を図ります。	【危機管理部】 危機政策課
144	(27) 自主防災組織等への情報提供	避難所運営マニュアルを通じて、災害時における避難所の防犯対策の必要性について啓発します。	【危機管理部】 危機情報課
145	(28) 災害時に備えての情報共有	過去の大規模災害時の犯罪発生状況を把握し、災害時にとるべき防犯対策の情報を発信します。また、しずおか防犯まちづくり県民会議に参加する事業者や企業などを通じて、無人化した店舗等の防犯対策の強化を呼び掛けると共に、情報共有を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

参考指標

〈指標数 13〉

項目		実績	目標
		2020 年度	2025 年度
1-1	防犯まちづくり講座受講者数	197 人	毎年度 210 人
1-2	人権啓発講座等参加者数	18,940 人	毎年度 30,000 人
1-3	市町安全協議会設置市町数	23 市町	25 市町
1-4	しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数	107 団体	112 団体
1-5	防犯責任者を設置する事業所数	7,563 事業所	9,000 事業所
1-6	防犯責任者研修会参加者数	1,167 人	毎年度 1,000 人
1-7	消費生活相談における被害額	329 千円	280 千円以下
1-8	自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール団体数	199 団体	205 団体
1-9	しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数	1,693 件/月	2,000 件/月
1-10	消費者教育出前講座の回数	137 回	240 回
1-11	防犯まちづくりニュース発行回数	24 回	毎年度 24 回
1-12	県警ホームページ（暮らしの安全）へのアクセス件数	66,226 件/月	70,000 件/月
1-13	小中学校における地域学校協働本部の整備率	—	85%

戦略2 子どもの犯罪被害等防止

子どもに対する声かけ事案等の不審者情報の届出件数は、依然として高止まりしており、登校中の子どもを狙った犯罪が発生しています。また、児童虐待や学校におけるいじめなどの把握が難しい事案や薬物乱用を防止するなど日常生活の中における問題への対応が求められています。

県では、子どもが犯罪に巻き込まれないため、子ども自身が「自分の身は自分で守る」という意識を身につけるための「体験型防犯講座」等の防犯教室を実施します。

「子ども見守りの日」を設定するなど、地域住民、関係機関・団体と連携した通学路等における見守り活動を推進するとともに、子どもに対する声かけ等の不審者事案を学校、警察、地域で共有し、防犯パトロール活動を積極的に推進します。

また、児童虐待防止や学校におけるいじめの早期発見・解消、薬物乱用防止のための関係機関での情報共有、相談体制の強化を図ります。

具体的な推進事項

〈施策項目 19 取組数 41〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
201	(1)次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成	「体験型防犯講座」の開催により、犯罪から自分の身を守る方法を教え、実際に体験させることにより、自衛心を養い、防犯意識の高揚を図ることで将来的に地域の防犯活動を担う人材を育成します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
202	(2)自主防犯活動を担う人材の育成	人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図り、「有徳の人」づくりを推進します。《再掲》	【スポーツ・文化観光部】 総合教育課
203		子どもの安全を守る活動に取り組む人材を育成するとともに、効果的な活動に資する各種防犯研修会を開催します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
204	(3)地域における防犯に関する教育力の充実	子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保するとともに、活動を通じて地域の絆の強化、地域の教育力の向上を図ります。《再掲》	【教育委員会】 社会教育課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
205	(4)学校における防犯に関する教育力の充実	施設や通学路における安全管理や教職員等の研修を実施するとともに、児童生徒が主体となり将来的に地域の安全を守ることができるよう、安全教室を開催するなどの指導を充実させます。《再掲》	【教育委員会】 健康体育課 [スポーツ・文化観光部] 私学振興課
206		学校における防犯教育（防犯訓練、防犯教室）を推進するための指導者を養成します。	【教育委員会】 健康体育課
207		心を育む地域連携研修会を開催し、県内各地区において、生徒の規範意識の向上など生徒指導上の諸問題について協議するとともに、スクールカウンセラーの配置等により、生徒の心の健康問題等に対しきめ細かな相談体制の充実を図り、問題行動への未然防止に努めます。《再掲》	【教育委員会】 高校教育課 [スポーツ・文化観光部] 私学振興課
208		市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議を開催するなどして、いじめ、窃盗、暴力行為等の問題行動の未然防止策の充実に努めます。	【教育委員会】 義務教育課
209		特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催し、各学校における生徒指導の取組等についての情報交換を通して、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高め、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。	【教育委員会】 特別支援教育課
210		日常生活において悩みや不安を抱えていたり、問題行動や不登校等による個別カウンセリングが有効であったりする児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、拠点校に13人のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。	【教育委員会】 特別支援教育課
211		児童生徒の安全確保及び各学校が組織的に適切な対応を行うための「危機管理マニュアル」について、確認・検証を行い学校安全の充実を図ります。	【教育委員会】 健康体育課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
212	(4)学校における防犯に関する教育力の充実	児童生徒に、ICT 機器の適切な使い方を確実に身に付けさせるとともに、一人一人が情報を取捨選択、判断し、相手のことを考えて発信する能力、情報の意義や特性等に対する理解、情報を扱う上でのモラルや責任感等を養う情報活用能力の育成を推進します。	【教育委員会】 教育政策課 [スポーツ・文化観光部] 私学振興課
213		児童生徒の抱える悩みや問題に対し、早期発見・早期対応するため、教員に対する教育相談、生徒指導についての研修の実施やその支援を行います。	【教育委員会】 教育政策課 [スポーツ・文化観光部] 私学振興課
214	(5)規範意識の向上	「青少年の非行・被害防止強調月間」等における広報・啓発活動や県下一斉の街頭補導、有害環境への適切な対応を展開します。	【教育委員会】 社会教育課
215		青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることにより、青少年の健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進します。	【教育委員会】 社会教育課
216		大麻、覚醒剤等の薬物乱用を防止するため、小・中・高校生を対象とした「薬学講座」を開催します。	【健康福祉部】 薬事課
217	(6)公用車に青色回転灯を装着した防犯パトロールの実施	公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑止し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
218	(7)防犯まちづくり推進体制の強化	「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
219	(8)児童虐待・ 障害者虐待防 止対策等の充 実	被虐待児の安全確保を第一に、児童相談所が中心となって市町はじめ関係機関と連携し、一時保護や入所措置を行うとともに保護者への指導等により再発防止に努めるほか、市町の要保護児童対策地域協議会の活動支援や職員の専門研修、被虐待児の心理ケアの実施などにより相談・保護・支援体制の充実を図ります。	【健康福祉部】 こども家庭課
220		障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応などを行うため、家族などからの虐待に対応する市町の窓口職員などを対象とした研修を行い、支援体制の強化を図ります。	【健康福祉部】 障害者政策課
221	(9)県管理施設 等における防 犯対策の推進	庁内一時預かり保育施設を利用する子どもの安全を確保するため、施設内及び散歩時における不審者への対応訓練、散歩コースの安全確認を実施します。	【経営管理部】 福利厚生課
222	(10)社会適 応支援を必要 とする少年へ の支援	子どもの心身の健全な成長を図るため、子ども、保護者、教職員等に対する面接相談・電話相談を充実します。	【教育委員会】 教育政策課
223		児童生徒の学習支援とともに、不登校児童生徒の学習機会を提供するため、インターネットを活用し、基礎的・基本的な内容の学習から発展的な学習を可能とする「あすなる学習室」の充実を図ります。	【教育委員会】 義務教育課
224		カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた交流スペースの開設により、社会的ひきこもり傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援します。	【教育委員会】 社会教育課
225	(11)学校等施 設内の安全確 保	生徒の自転車盗難を防止するため、交通安全指導と併せて駐輪場への収容や二重施錠等の適正管理の指導を徹底します。	【教育委員会】 高校教育課 特別支援教育課
226		県立学校における防犯対策として、夜間管理を警備会社等に委託します。	【教育委員会】 高校教育課 特別支援教育課
227		幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校のスクールバス等への安全対策設備の導入に係る経費を助成します。	【スポーツ・文化観光部】 私学振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
228	(11) 学校等施設内の安全確保	市町に対し、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の防犯カメラ、門、フェンス等の設置費用の助成を行います。	【健康福祉部】 こども未来課
229	(12) 性犯罪等に対する予防的活動	子供や女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を強化します。	【警察本部】 人身安全対策課
230	(13) 子どもの居場所の立上げへの継続した支援	子ども食堂等の子どもの居場所の立上げの支援等を実施します。	【健康福祉部】 こども家庭課
231	(14) 防犯広報・啓発活動の推進	防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
232		県ホームページ等により、防犯関係情報を発信するとともに、防犯活動に取り組む人材、地域の防犯活動団体、活動事例等を紹介します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
233	(15) 外国人県民への情報提供	外国人県民が円滑な日常生活を送れるよう、SNS等を活用し「やさしい日本語」及び多言語で各種情報を提供します。	【くらし・環境部】 多文化共生課
234		県内に居住している外国人が、災害から身を守ることができるよう、また日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、防災・防犯研修等を実施します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 多文化共生課 【危機管理部】 危機情報課 【警察本部】 生活安全企画課
235	(16) 訪日外国人への情報提供	防犯等に資する情報の外国語による提供を推進し、犯罪の被害防止や、自らが犯罪者にならないための対応等を教示します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課
236	(17) 児童・高齢者世帯等への情報提供等の支援	「住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員・児童委員の活動を通じて、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供、高齢者や子ども等の見守りなどを推進します。	【健康福祉部】 地域福祉課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
237	(18) 学校安全体制の強化	県内各地区において、生徒指導主事による研修会等を開催し、他の機関等の持つ不審者対応のノウハウなどを活用し、学校安全体制を充実します。	【教育委員会】 高校教育課
238	(19) 学校、警察、地域の連携強化	「子ども見守りの日」を設定するなど、官民協働による子ども見守り活動を推進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
239		児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集するとともに地域の協力を要請します。《再掲》	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
240		不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ上及び電子メールを活用したネットワークにより提供します。《再掲》	【警察本部】 人身安全対策課
241		学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課

参考指標

〈指標数9〉

項目		実績	目標	
		2020 年度	2025 年度	
2-1	薬物乱用防止に関する講習会未開催校	21 校	0 校	
2-2	防犯まちづくり講座受講者数《再掲》	197 人	毎年度 210 人	
2-3	いじめ解消率（公立・私立を含む）	小学校	66.9%	75%以上
2-4		中学校	64.5%	75%以上
2-5		高等学校	81.9%	90%以上
2-6	市町における地域の青少年声掛け運動実施率	82.9%	毎年度 100%	
2-7	虐待による死亡児童数	0 人	0 人	
2-8	学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言できる体制が整備されている学校の割合	—	100%	
2-9	エスピーくん安心メールの登録者数	46,850 人	58,400 人	

戦略3 女性の犯罪被害等防止

女性を狙った性犯罪等の凶悪事件の発生は、被害女性の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、地域住民に与える不安感にも大きく影響します。

また、DVやストーカー事案についても、生命に関わる事案に発展するおそれがあり、事案を潜在化させることなく、相談体制を整備するなど、女性が安全で安心して暮らすことができるための対策が必要です。

県では、「防犯まちづくり講座」等の機会を通じて、自分の身を守る知識・方法を習得する機会を提供します。

関係機関と連携し、各種相談窓口の紹介やDV被害者等の支援を行うなど相談しやすい体制の拡充を図ります。

女性に対する声かけ等の不審者事案の届出状況等について情報提供を行うとともに、性犯罪被害に遭わないための対策を啓発します。

具体的な推進事項

〈施策項目 11 取組数 15〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
301	(1)自主防犯活動を担う人材の育成	女性の安全を守る活動に取り組む人材を育成するとともに、効果的な活動に資する各種防犯研修会を開催します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
302	(2)男女共同参画の視点からの防災対策の推進	男女共同参画の推進による地域防災力の強化を図るため、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用した地域女性防災リーダーの育成等を進めるとともに、女性防災リーダーが自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進します。《再掲》	【くらし・環境部】 男女共同参画課
303	(3)公用車に青色回転灯を装着した防犯パトロールの実施	公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑制し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
304	(4)防犯まちづくり推進体制の強化	「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
305	(5)DV防止対策の充実、DV被害者の支援	男女間の暴力等の根絶を目指し、啓発や、若者を対象としたデートDV防止のためのセミナーなどの学習機会を提供するとともに、関係機関とのネットワーク強化を図りながら、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援を推進します。	【くらし・環境部】 男女共同参画課 【健康福祉部】 こども家庭課
306	(6)性犯罪等に対する予防的活動	子供や女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を強化します。《再掲》	【警察本部】 人身安全対策課
307	(7)防犯広報・啓発活動の推進	防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
308		県ホームページ等により、防犯関係情報を発信するとともに、防犯活動に取り組む人材、地域の防犯活動団体、活動事例等を紹介します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
309		性被害に特化した防犯リーフレット等の啓発資料を提供し、地域における防犯講座での活用を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
310		県内大学を通じ新入大学生へ、また、県宅地建物取引業協会を通じひとり暮らしを始める人へ防犯リーフレットを配布する等、適切な防犯情報の提供を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
311	(8)外国人県民への情報提供	外国人県民が円滑な日常生活を送れるよう、SNS等を活用し「やさしい日本語」及び多言語で各種情報を提供します。《再掲》	【くらし・環境部】 多文化共生課
312		県内に居住している外国人が、災害から身を守ることができるよう、また日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、防災・防犯研修等を実施します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 多文化共生課 【危機管理部】 危機情報課 【警察本部】 生活安全企画課
313	(9)訪日外国人への情報提供	防犯等に資する情報の外国語による提供を推進し、犯罪の被害防止や、自らが犯罪者にならないための対応等を教示します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
314	(10) 学校、警察、地域の連携強化	不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ上及び電子メールを活用したネットワークにより提供します。《再掲》	【警察本部】 人身安全対策課
315	(11) 性暴力被害者に対する支援体制の充実	性犯罪・性暴力被害の潜在化防止や被害者の心身の健康回復を図るため、性暴力被害者支援センターSORAにおける支援体制の充実を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

参考指標

〈指標数3〉

項目		実績	目標
		2020年度	2025年度
3-1	防犯まちづくり講座受講者数《再掲》	197人	毎年度210人
3-2	エスピーくん安心メールの登録者数《再掲》	46,850人	58,400人
3-3	DV防止ネットワーク設置市町数	33市町	35市町

戦略4 高齢者等の犯罪被害等防止

高齢者が主な被害者であるオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害は、手口が常に変化している状況にあり、県民の貴重な財産が奪われてしまうほか、大きな社会不安となっています。

また、高齢者を消費者トラブルや虐待から守るとともに、障害者についても虐待等から守ることにより、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる地域づくりが求められます。

県では、高齢者が特殊詐欺被害に遭わないよう、防犯情報等の提供を行うとともに、高齢者と接する機会のある方々に対する研修を行います。

高齢者や障害者が安心して生活を送れるよう、地域や関係機関等と連携した見守り活動や相談体制を構築します。

特殊詐欺被害防止や消費者トラブル、虐待から高齢者等を守るための広報啓発活動や関係機関と老人クラブ（シニアクラブ）等の団体間におけるネットワークづくりを支援します。

具体的な推進事項

〈施策項目8 取組数13〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
401	(1)自主防犯活動を担う人材の育成	高齢者を特殊詐欺被害等から守るための活動に取り組む人材を育成するとともに、効果的な活動に資する各種防犯研修会を開催します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
402	(2)防犯まちづくり推進体制の強化	「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
403	(3)消費者被害の防止と救済	消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視や指導體制を強化するとともに、取引や表示の適正化等を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 県民生活課
404		消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 県民生活課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
405	(4)児童虐待・ 障害者虐待防 止対策等の充 実	障害者虐待の未然の防止や早期発見、 迅速な対応などを行うため、家族など からの虐待に対応する市町の窓口職員 などを対象とした研修を行い、支援体 制の強化を図ります。《再掲》	【健康福祉部】 障害者政策課
406		障害のある人の人権や財産を守るた め、静岡県身体障害者福祉センターの 専門相談員が相談に対応します。	【健康福祉部】 障 害 福 祉 課
407	(5)防犯広報・ 啓発活動の推 進	防犯まちづくりを推進する広報・啓発 活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引 き続き実施し、犯罪の発生状況に対応 した啓発資料を作成・配布するととも に、キャンペーン活動などに取り組み ます。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
408		県ホームページ等により、防犯関係情 報を発信するとともに、防犯活動に取 り組む人材、地域の防犯活動団体、活 動事例等を紹介します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
409	(6)消費者への 情報提供	確かな目で本物を見極め、自ら考え行 動できる「自立する消費者」を育成・ 支援するため、消費者への情報提供や 消費者教育の充実を図ります。(災害 時に適切な消費行動をとれる消費者も 含む)《再掲》	【くらし・環境部】 県 民 生 活 課
410	(7)外国人県民 への情報提供	外国人県民が円滑な日常生活を送れる よう、SNS等を活用し「やさしい日 本語」及び多言語で各種情報を提供し ます。《再掲》	【くらし・環境部】 多文化共生課
411		県内に居住している外国人が、災害か ら身を守ることができるよう、また日 本の法律や社会のルールを理解し、安 全・安心を実感できるよう、防災・防 犯研修等を実施します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 多文化共生課 【危機管理部】 危機情報課 【警察本部】 生活安全企画課
412	(8)児童・高齢 者世帯等への 情報提供等の 支援	「住民の立場に立って相談に応じ、必 要な援助を行う」民生委員・児童委員 の活動を通じて、地域住民の生活状態 の把握、福祉サービスの情報提供、高 齢者や子ども等の見守りなどを推進し ます。《再掲》	【健康福祉部】 地 域 福 祉 課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
413	(8)児童・高齢者世帯等への情報提供等の支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	【健康福祉部】 健康増進課

参考指標

〈指標数5〉

項目		実績	目標
		2020年度	2025年度
4-1	防犯まちづくり講座受講者数《再掲》	197人	毎年度210人
4-2	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	68.4%	70%
4-3	消費生活相談における被害額《再掲》	329千円	280千円以下
4-4	消費者教育出前講座の回数《再掲》	137回	240回
4-5	特殊詐欺認知件数	—	300件以下 (2025年)

戦略5 再犯防止の推進

○ 施策の方向性

ア 県は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、施策を講じます。

イ 県は、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するにあたり、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、県民の皆様の理解と協力を得て、円滑に社会に復帰することができるよう、施策を講じます。

ウ 県は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、必要な支援を受けられるよう、国の刑事司法関係機関や民間団体も含めた関係機関の連携の下に、総合的に施策を講じます。

○ 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。

(1) 就労の確保

ア 現状

仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。(P66 3(3)参照)

静岡県においては、令和2年に刑務所に再び入所した者のうち約6割が、再犯時に無職でした。(P66 3(3)参照)

県内の協力雇用主(注1)は、2021年10月1日現在、571事業所で、そのうち実際に刑務所出所者等を雇用しているのは18事業主で、被雇用者数は22人となっています。

(注1)協力雇用主…犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のこと。

イ 課題

(ア) 犯罪をした者等は、その処分歴から偏見等を受けるとともに、これに付随して自己イメージの低下による就労意欲の減退が生じ

る場合があります。

また、就労に必要な知識・資格等を有していないために求職活動が円滑に進まないケースもあります。

(イ) 犯罪をした者等は、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持に必要な能力を身に付けていないなどのことから、職場での人間関係を十分に構築できない、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。

(ウ) 犯罪をした者等の中には、福祉的支援は必要としないものの、障害の程度により、一般就労をすることが難しい者が少なからず存在します。

(エ) 協力雇用主による協力体制をさらに生かしていく必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
501	(1) 就職に向けた相談・支援等の充実	しずおかジョブステーション(県内3か所)において、犯罪をした者等も含めた若者から中高年齢者まで全ての世代の求職者などを対象とした就職相談や就職支援セミナーを実施するなど就労に向けた支援を行います。また、犯罪をした者等で、生活に困窮している者に対し、就労準備支援事業を行う市町等の生活困窮者自立相談支援の窓口等の周知に努めます。	【健康福祉部】 地域福祉課 【経済産業部】 労働雇用政策課
502	(2) 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	保護観察所及び更生保護団体等と連携して、県内の協力雇用主の増加に努めるほか、県が行う公共工事の競争入札参加資格等において、協力雇用主に対する優遇措置の導入を慎重に検討します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【交通基盤部】 建設業課
503		物品購入等及び一般業務委託の入札参加資格者名簿に、協力雇用主に係る項目を設け、記録することを検討します。	【出納局】 用 度 課

(2) 住居の確保

ア 現状

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要ですが、刑務所出所者のうち約2割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています（P66 4参照）。そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

公営住宅を中心とした公的賃貸住宅には、住宅市場を補完し居住に関するセーフティネットとしての機能が求められているため、県では、この機能を効率的に発揮するため、真に住宅に困窮する者に対する的確な供給を図っています。

イ 課題

(ア)更生保護施設等を退所した後の住居をはじめとした生活基盤を確保する必要があります。

(イ)更生保護施設等に入所している者が、退所後にアパート等を借りようとしても、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴がある等の事情で民間家賃保証会社等の利用もできず、賃貸契約を締結できない場合があります。

具体的な推進事項

〈施策項目3 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
504	(3)県営住宅への入居の情報提供	保護観察対象者等や支援を行う団体に対し、県営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。	【くらし・環境部】 公営住宅課
505	(4)住宅セーフティネット制度の活用促進	保護観察対象者等に対し、住宅セーフティネット制度に基づき、静岡県居住支援協議会を通じて、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	【くらし・環境部】 住まいづくり課
506	(5)一時的な居住の支援	一時的な居住については、生活困窮者自立支援制度における、「一時生活支援事業」を実施している市町を紹介するなど実情に応じた支援に努めます。	【健康福祉部】 地域福祉課

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

ア 高齢者又は障害者等への支援等

(ア) 現状

65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。また、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

県は、刑事施設、少年院を出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者又は障害のある人に対して、出所後直ちに障害者手帳の発行、生活保護の給付等につなげる準備を保護観察所と協働して進める「静岡県地域生活定着支援センター」（以下「県定着支援センター」という。）を、沼津市に設置しています。

県定着支援センターでは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認や、受入施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援や、矯正施設出所後のフォローアップ等を行っています。また、矯正施設出所後も、受入施設等への助言を行うとともに、本人、家族、行政機関等関係者からの相談に対応しています。

県定着支援センター設置時から2020年度末までの実績は、延べ850人となっています。

(イ) 課題

- a 抱えている課題が複合化・複雑化していること等により、どこへ相談したらいいかわからない場合があります。
- b 矯正施設出所者のうち、県定着支援センターを活用できる者は、必要な福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができるが、それ以外の犯罪をした者については、能動的にサポートしてくれる機関がないため、自ら必要な福祉サービスを探す必要があります。
- c 市町や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があります。
- d 犯罪をした者等が活用できる相談窓口としては、生活困窮者自立相談支援窓口や高齢者やその家族を対象とした地域包括支援センター及び保健所の相談窓口など複数あるものの、相談している間にも生活が行き詰まる場合があります。

具体的な推進事項

〈施策項目 2 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
507	(6)保健医療・福祉サービスの提供	複合化・複雑化した課題を抱え、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な人にも対処できるよう、市町におけるワンストップ又は多機関連携による包括的な相談体制の構築を支援していきます。	【健康福祉部】 地域福祉課
508		県定着支援センターにおいて、高齢又は障害があることにより福祉的支援を必要とする矯正施設入所中の特別調整対象者に対し、出所後、福祉施設への入所など福祉サービス等に円滑につながる支援を行うとともに、犯罪をした者等及び受入施設等に対し、社会生活への移行や自立を図るための相談に的確に応じます。	【健康福祉部】 障害者政策課
509		経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援窓口において、包括的・早期的な支援を行います。また、生活の困窮度が高い方に対しては、生活保護担当部署を案内するなど、重層的な支援を行います。	【健康福祉部】 地域福祉課
510		市町が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行っており、県は、地域包括支援センター職員を対象とした研修を開催するなど、市町を支援します。	【健康福祉部】 健康増進課
511		地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会に、技術的助言等を行う圏域スーパーバイザーを配置し、障害のある人に対し適切なサービス利用につながるよう支援します。	【健康福祉部】 障害者政策課

イ 薬物依存を有する者への支援等

(ア) 現状

覚醒剤取締法違反による検挙者数は、高い水準で推移しています。また、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反です。

また、覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、『薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気である』という認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

(イ) 課題

- a 薬物依存のある犯罪をした者等に対して、専門的治療・支援を提供できる保健医療機関等の整備及び民間支援団体の活動支援等を行う必要があります。
- b 薬物を含む依存症者は、自らの意思で治療・支援を求めない傾向にあるため、依存症問題を抱える当事者の家族や知人など本人以外から治療・支援機関へつなぐ必要があります。
- c 薬物依存症に関する正しい理解を若年層に広げるための啓発活動を、継続して行う必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目 2 取組数 4〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
512	(8)薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	県内における精神保健福祉活動の中核的機関である静岡県精神保健福祉センターにおいて、依存症の専門相談員による依存症問題を抱える当事者や家族等を対象とした依存相談、民間支援団体や医療機関と連携した依存症患者への支援プログラム及び依存症患者の支援者を対象とした研修事業を実施します。	【健康福祉部】 障害福祉課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
513	(8)薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	県定着支援センターにおいて、薬物依存を有することにより福祉的支援を必要とする矯正施設入所中の特別調整対象者に対し、出所後、福祉施設への入所など福祉サービス等に円滑につなげる支援を行うとともに、犯罪をした者等及び受入施設等に対し、社会生活への移行や自立を図るための相談に応じます。	【健康福祉部】 障害者政策課
514		薬物の危険性や有害性などの正しい知識を啓発するため、県内全ての小学校・中学校・高等学校を対象とした薬学講座や大学及び専修学校を対象とした薬物乱用防止講習会を開催します。	【健康福祉部】 薬 事 課
515	(9)関係機関との連携	依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し、依存症医療の地域格差の是正並びに関係機関とのネットワーク化を図り、地域における医療提供体制の整備を推進します。 また、依存症対策総合支援事業として、本人や家族に対する相談支援、依存症患者への支援プログラム、研修事業等のほか、県内の関係機関との協議会の設置による連携体制の確立、受診後の患者支援に係る事業等を実施します。	【健康福祉部】 障害福祉課

(4) 学校等と連携した修学支援の実施等

ア 現状

我が国では中学生のほとんどが高等学校等に進学する状況にありますが、2019年に新たに少年院に収容された者の24.4%、新たに刑事施設に収容された者の34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

非行等に至る過程や非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、2019年に新たに少年院に収容された者の40.1%、新たに刑事施設に収容された者の23.9%が高等学校を中退している状況にあります。

国は、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労支援を実施しています。また、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（注2）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

全国では2020年に少年院を出院した者は1,698人おり、そのうち義務教育段階にある者や高等学校などへの進学等を希望する者で修学指導を受けた者（以下「修学支援対象者」という。）は296人（17.4%）でした。

修学支援対象者のうち、198人が出院時の復学・進学を希望していたものの、復学・進学の決定を受けた者は66人ととどまります。少年院を出院したものの、学校への復学・進学による社会復帰を目指した子供たちの6割以上が希望を果たせていないこととなります。

（注2）BBS会…Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。

イ 課題

犯罪をした者等の継続した学びや復学・進学のための支援等が十分でなく、少年院入院前に在籍していた学校への復学が困難な場合は通信制高校への転校などの対応が必要となりますが、参考となるケースがあまりありません。

学校との接点を無くしている子供については、少年院を出院した後に、本人が進学・復学の手段を調べることは非常に困難であるため、進学のための学習も含めた支援が必要となります。

保護観察処分や少年院送致となる中学生に対しては、中学校と保護観察所、少年院とが連携して指導・支援する必要がありますが、参考となるケースがあまりありません。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
516	(10) 学校や地域社会において再び学ぶための支援	通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合、矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な配慮を行います。	【教育委員会】 高校教育課
517		保護観察所と連携し、出院後に働いている者に対しても、定時制高校や通信教育、高等学校卒業程度認定試験の受験などの情報や、就学支援・学習支援等を行う公的機関及び民間団体の個別情報（「ふじのくに i (アイ) マップ」）を提供します。	【教育委員会】 高校教育課 社会教育課
518		保護観察所や少年院と連携し、保護観察中の少年や少年院に入所した少年に対し、復学・進学の手段や、学習ボランティアの活用等学力向上のための支援制度に関する情報提供を行います。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課

(5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

ア 現状

国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待経験者や摂食障害者などの問題を抱える女性など、それぞれの対象の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

イ 課題

県においても、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関等と連携を図りながら、子供を対象とする暴力的性犯罪者、ストーカー、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者など特性に応じた効果的な指導等を継続的に実施していく必要があります。

○ 具体的な推進事項

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。

具体的な推進事項

〈施策項目4 取組数9〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
519	(11) 少年・若 年者に対する 支援等	いじめ、不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、「チーム学校」として相談体制の整備や教職員の対応力の向上を図ります。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
520		児童生徒の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援心理アドバイザー等を活用し、相談体制の充実を図ります。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
521		学校等の地域の関係機関や団体における非行防止活動の一層の充実を図るため、法務少年支援センター（少年鑑別所）、静岡県保護司会連合会などと連携・協力関係を構築します。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
522		青少年の社会的自立に向け、青少年問題に総合的・包括的に取り組む体制の整備を進めるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づき、全ての子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるような取組を推進します。	【教育委員会】 社会教育課
523		地域の青少年に対し周囲の大人が積極的に関わり、健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進するなど、青少年育成関係機関と連携を図り、良好な環境の整備を推進します。	【教育委員会】 社会教育課
524		問題を抱える少年に対して、学校等と連携し、大学生サポーター等による学習支援のほか、各種体験活動を通じてその立ち直りを支援します。	【警察本部】 少年課
525	(12) 子供を対象とする暴力的性犯罪者との面談等	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図ります。	【警察本部】 人身安全対策課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
526	(13) ストーカー行為者の治療等	ストーカー行為を繰り返すおそれがある者について、精神疾患を抱える者には精神科医に、そうでない者には臨床心理士やカウンセラー等に治療等を依頼するなど、特性に応じ適切な医療等につなげます。	【警察本部】 人身安全対策課
527	(14) 暴力団からの離脱等	警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化して、暴力団関係者に対する離脱に向けた働きかけを推進する。また、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱に係る情報を関係者と適切に共有するとともに、社会復帰アドバイザーを効果的に活用して社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に努めます。	【警察本部】 組織犯罪対策課

(6) 民間協力者の活動の促進等

ア 現状

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司法に基づき犯罪をした者等の改善更生を助け、犯罪予防のため世論の啓発に努めている保護司をはじめ、地域社会において犯罪をした者等の更生支援活動や犯罪予防活動等を幅広く行っている更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在在者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在在者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

また、更生保護法人（注3）や社会福祉法人、その他、様々な民間団体等による、犯罪をした者等の改善更生に向けた指導・支援が行われています。

県では、更生保護活動を行っている福祉団体等への支援等を行っている更生保護法人静岡県更生保護協会に対し、補助を行っています。

保護司会の活動拠点である「更生保護サポートセンター」は、全国全ての保護司会に設置されています。

(注3) 更生保護法人…更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体を、更生保護法人といいます。

イ 課題

- (ア) 近年、地域の間人関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、保護司適任者の確保が難しくなっていることから、保護司の後継者不足が全国的な課題となっている中、県内では、保護司の定員が1,495名のところ、2021年11月1日現在、1,343名となっており、充足率は89.8%となっています。
- (イ) 保護司をはじめとする、再犯防止推進に関わる民間ボランティアが減少傾向になっており、今後の活動に懸念が生じています。
- (ウ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)事件を起こし、心理的に複雑な問題を抱える者、薬物依存者等への保護司の対応の際、専門知識等が必要となっています。
- (エ) 従来から、地方公共団体や刑事司法関係機関は、民間協力者を支援し、また、連携を図ってきましたが、なお不十分です。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数6〉

番号	施策項目	内 容	担当部局(課)
528	(15) 民間ボランティアの確保	保護観察所及び更生保護団体等と連携して、県内の保護司の確保に向けたPRに努めるとともに、保護司適任者に関する人材情報の提供について検討していきます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【健康福祉部】 人権同和对策室
529		物品購入等及び一般業務委託の入札参加資格者名簿に、保護司の確保や活動に協力する事業主に係る項目を設け、記録することを検討します。	【出納局】 用 度 課
530	(16) 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	保護観察所と連携して、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの運営について、市町に対し、協力を呼びかけます。また、保護司が自宅や同センター以外で面接できる場所の更なる確保に向けて、公民館等の公共施設の利用の可否につき検討するよう、市町に対し協力を求めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【健康福祉部】 人権同和对策室

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
531	(16) 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	児童虐待への対応や保護者支援に関する保護司の研修等を実施するほか、薬物乱用防止指導員を通じての連携の機会を捉え、保護司との意見交換などの相互交流や共同研修の機会等を設けていきます。	【健康福祉部】 こども家庭課 薬 事 課
532		犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業に係る周知・啓発活動を行います。	【健康福祉部】 人権同和对策室
533		警察のホームページ等において、警察と少年警察ボランティアの連携による問題を抱えた少年に対する立ち直り支援等の活動を周知し、県民の少年非行防止、健全育成に係る県民の理解を高めます。	【警察本部】 少 年 課

(7) 広報・啓発活動の推進等

ア 現状

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

県は、県民に向け、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深める啓発活動「社会を明るくする運動」に、国、市町、民間団体等と協力して取り組んでいます。

また、「静岡県人権施策推進計画」において「刑を終えて出所した人」及び「犯罪被害者等」をめぐる人権問題を取り組むべき課題の一つとして位置づけて、県民への啓発活動を実施しています。加えて、「静岡県人権啓発センター」に相談窓口を設置して、人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に応じています。

イ 課題

(ア) 再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、県民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても県民に十分に認知されているとは言えません。

(イ) 犯罪をした者等が円滑な社会復帰を図るためには、県民の理解が必要不可欠です。しかし、支援的な取組のみをもって「加害者を過度に配慮した支援」等といった印象を持たれやすいことなどから、再犯防止推進のための取組への理解が得にくい面があります。

(ウ) 再犯防止について県民の理解を得るためには、県民との距離が近い市町の協力と取組も重要です。そのため、県民に働きかけるとともに、施策を推進する市町職員に再犯防止に関する理解を深めてもらうことも必要です。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
534	(17) 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	全ての県民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていくための全国運動である「社会を明るくする運動」を、国、市町及び民間団体等と協力して推進します。	【健康福祉部】 人権同和对策室
535		再犯防止推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯防止等について県民の理解と協力を得るため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、広報啓発活動を行います。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
536		犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業に係る周知・啓発活動を行います。《再掲》 また、各種人権啓発事業において、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別」をなくすため、さらに、「犯罪被害者等の人権に対する配慮」に対する理解促進のための啓発活動を行います。	【健康福祉部】 人権同和对策室
537		市町や相談機関の職員を対象に、再犯防止のための支援の在り方等についてのセミナーを実施します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
538	(18) 民間協力者に対する表彰	更生保護に携わる保護司会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。	【健康福祉部】 人権同和対策室

(8) 国、民間団体等との連携強化

ア 現状

国が実施する犯罪をした者等の社会復帰のための取組は、主に刑事司法手続の中で構築されているため、刑事司法手続を離れた者に対する支援等は、地方公共団体が主体となって一般県民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

再犯防止推進法では、地方公共団体が、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方計画を定めるように努めなければならないことが明記されました。

イ 課題

(ア) 国と地方公共団体、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うため、協働して地方公共団体が再犯の防止等に関する施策を進めていくことが必要です。

(イ) 再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするためには、刑事司法と医療・福祉、教育等の垣根を越えた連携が必要不可欠です。このためには、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関、生活困窮者や高齢者、障害者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関、学校などの教育機関等の関係者が、定期的に一堂に会して情報交換を行う必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数2〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
539	(19)再犯防止を推進するための協議会等の設置	県、国、民間団体等で構成する「静岡県再犯防止推進協議会」を通じて、関係者の情報交換・情報共有を行うなど、再犯防止に向けた連携を強化します。また、国、県、関係機関・団体で構成する「静岡県依存症対策連絡協議会」を通じて、依存症患者の支援に関する協議・検討を行うなど、関係者の連携を強化します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【健康福祉部】 障害福祉課
540	(20)地域の関係機関・団体に対する情報提供等	高齢者や障害のある人で福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者に対し、退所後に直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、県定着支援センターにおいて、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を一層強化し、福祉的支援の充実を図ります。また、2021年度から開始した被疑者等支援についての連携も図ります。	【健康福祉部】 障害者政策課

(9) 市町の地方再犯防止推進計画の策定支援

ア 現状

2021年10月1日現在、県内35市町のうち静岡市、浜松市及び御殿場市の3市が、地方再犯防止推進計画を策定済みです。

イ 課題

再犯防止の取組を県内全域に広げるためには、市町が主体となった取組の第一歩となる市町別の再犯防止推進計画の策定が不可欠です。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数1〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
541	(21)市町の地方再犯防止推進計画の策定支援	県内市町の地方再犯防止推進計画の策定を支援するため、刑事司法関係機関や市町の担当部署と一層の連携強化を図るとともに、必要に応じて、刑事司法関係機関と市町との情報共有の場を設けます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

参考指標

〈指標数6〉

項目		実績	目標
		2020 年度	2025 年度
5-1	県内の再犯者率	46.0%	45%以下
5-2	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	88.5%	93.7%
5-3	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	15 市町	35 市町 (2024 年度)
5-4	人権啓発講座等参加人数《再掲》	18,940 人	毎年度 30,000 人
5-5	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	36 人	累計 316 人 (2022~2025)
5-6	薬物乱用防止に関する講習会未開催校数《再掲》	21 校	0 校

戦略6 犯罪に強い都市基盤づくり

犯罪の起きにくい防犯まちづくりを進めるには、地域住民の連帯感を高め、住民相互が常に気を配ることができる環境づくりが必要です。

また、住民の合意の下で設置され、適正に管理された防犯カメラは、犯罪を抑止し、死角のない安全・安心なまちづくりを推進するためには、必要不可欠です。

県では、静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等の普及を図るなど、犯罪防止に配慮した都市基盤の整備を進めます。

自治体や自治会、企業、商店街等と連携して、通学路や街頭に防犯カメラ設置を促進することにより、地域の防犯機能の向上を図ります。

このほか、犯罪情報等を分析し、犯罪被害防止対策へ活用するなど、DXの手法を取り入れた防犯施策を推進します。

具体的な推進事項

〈施策項目 12 取組数 33〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
601	(1) 地域コミュニティの活動拠点の整備	地域の防犯活動を含むコミュニティ活動の拠点となる地区集会所等の整備を支援します。	【経営管理部】 地域振興課
602	(2) 電子情報の保護	静岡県情報セキュリティポリシーに基づき、県の電子化されている情報資産を保護します。	【知事直轄組織】 電子県庁課
603	(3) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進	道路交通の安全を確保するため、道路照明灯設置基準に基づく道路照明灯等の適正配置と適正管理により、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課 街路整備課
604		歩行者の安全を確保するため、防護柵の設置基準などの道路基準に基づく歩車道分離柵の設置や緑地帯の整備により、副次的にひたたくり等への防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課 街路整備課
605		土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離等の整備により、副次的に防犯機能の向上が図られるよう、事業主体に対して助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課
606		市街地再開発事業により整備される共同住宅が、防犯に配慮して整備されるよう、事業主体に対して助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
607	(3) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進	都市再生整備計画に「安全・安心のまちづくり」を掲げて都市構造再編集中支援事業等を活用する市町について、各種情報提供等の支援を行うとともに、都市基盤整備やソフト施策により市街地の防犯機能の向上が図られるよう助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課
608		静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
609		通学路等の道路に面する危険なブロック塀の撤去に対する助成を行い、安全性の向上を図ります。	【くらし・環境部】 建築安全推進課
610		駐輪場内での二輪車盗難等を防止するため、静岡県防犯まちづくり条例に基づく防犯指針の普及を図り、施設の適正管理を促進します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【警察本部】 生活安全企画課
611		駐輪場等の防犯カメラの設置にあたり、管理者に対し、防犯情報の提供のほか、適切な指導、助言を行います。	【警察本部】 生活安全企画課
612	(4) 市町管理施設等における防犯対策の促進	市町管理公園における防犯対策として、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく公園整備を促進します。	【交通基盤部】 公園緑地課
613		市町管理施設等について、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく管理者による定期的な防犯点検の実施を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
614	(5) 県管理施設等における防犯対策の推進	県職員住宅における防犯対策として、入居者同士の声かけの促進、夜間照明灯の設置、各戸のピックアップ対策、廃止した住宅の早期処分、空き家の適正管理を行います。	【経営管理部】 福利厚生課
615		庁内一時預かり保育施設を利用する子どもの安全を確保するため、施設内及び散歩時における不審者への対応訓練、散歩コースの安全確認を実施します。《再掲》	【経営管理部】 福利厚生課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
616	(5) 県管理施設等における防犯対策の推進	県管理施設等について、管理者による定期的な防犯点検を実施又は促進し、必要に応じて防犯カメラを設置する等の改善を図り、安全管理の徹底に努めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
617		県立森林公園における防犯対策として、巡視や警備を行います。	【くらし・環境部】 環境ふれあい課
618		県営住宅における防犯対策として、エレベーター内への防犯カメラの設置など防犯に配慮した共同住宅の新築・改築を推進するとともに、死角解消のための植栽の剪定などを推進します。	【くらし・環境部】 公営住宅課
619		県有防災林における防犯対策として、地域住民との協働による適正管理を進めます。	【経済産業部】 森林保全課
620		不特定多数の者が利用する道路（JR駅周辺等）において、道路構造物の点検等、適正な道路管理を目的とした道路パトロールにより副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課
621		河川管理施設の除草など適正な維持管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 河川砂防管理課 河川海岸整備課
622		港湾緑地の利用者の安全確保のため照明灯の適正配置と管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 港湾整備課
623	(6) 学校施設内の安全確保	県立学校における防犯対策として、夜間管理を警備会社等に委託します。《再掲》	【教育委員会】 高校教育課 特別支援教育課
624		幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校のスクールバス等への安全対策設備の導入に係る経費を助成します。《再掲》	【スポーツ・文化観光部】 私学振興課
625		市町に対し、幼稚園型認定こども園の防犯カメラ、門、フェンス等の設置費用の助成を行います。《再掲》	【健康福祉部】 こども未来課
626	(7) 防犯活動への支援	（公社）県防犯協会連合会と連携して、防犯活動への支援や地区防犯協会の防犯研修等を実施し、防犯活動の促進及び団体間の連携強化を図ります。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
627	(8)事業者への防犯対策の指導	重要犯罪の被害対象となりやすい深夜における販売業者等、金融機関、ATMの管理者（設置者）等に対して、とるべき防犯対策を指導します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課
628	(9)街頭防犯カメラの設置促進	自治体、企業、商店街等における街頭防犯カメラの設置を促進し、設置に際しては、適切な指導、助言を行い、地域の防犯機能の向上を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課
629	(10)通学路防犯カメラの設置促進	自治会が設置する防犯カメラに対し、市町と連携して助成金等により支援していきます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
630	(11)調査研究の推進	犯罪の発生状況を分析し、犯罪被害の未然防止方策等に関する調査研究を推進します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課
631	(12)防犯に配慮した住宅の普及啓発	静岡県防犯まちづくり条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
632		共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して必要な情報の提供及び助言を行います。	【くらし・環境部】 住まいづくり課 【警察本部】 生活安全企画課
633		くらしの防犯伝導士による講習会を開催し、県民に防犯に配慮した住宅の普及啓発を行います。	【警察本部】 生活安全企画課

参考指標

〈指標数1〉

項目	実績	目標
	2020年度	2025年度
6-1 くらしの防犯伝導士による防犯講習会開催回数	4回	毎年度18回

第3章 防犯まちづくりの体制整備

第3章 防犯まちづくりの体制整備

防犯まちづくりの推進体制

防犯まちづくりの取組は、県民それぞれが様々な活動を通じて進めることが基本です。一方、それぞれの県民による「安全・安心ネットワーク」を形成し、静岡県が一丸となって防犯まちづくりを推進していくことも必要です。

「安全・安心ネットワーク」は、各地域団体や事業団体等が「地域一市町一県」と垂直的につないでいる「縦のネットワーク」、そして、「地域」「市町」「県」の各レベルにおいて、様々な活動に取り組む多様な団体や組織等が、情報の共有化と取組の連携を進めるための水平的につながる「横のネットワーク」を組み合わせて構築するものです。

更に、家庭を単位とした地域住民が「縦・横のネットワーク」に加わることにより地域の絆を強化し、地域住民と市町及び県が一体となった隙のない推進体制を築き、犯罪を生まない、また、犯罪に対して隙を与えない地域づくりを目指します。

なお、「横のネットワーク」として、地域には「地区安全会議」、市町には「市町安全協議会」、県全体には「しずおか防犯まちづくり県民会議」が設置されています。

1 地区安全会議

地区安全会議は、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯まちづくりを推進するために県内各地で設置され、地域で様々な活動に取り組む人々が集まり、情報の共有化と取組の連携が図られています。

地区安全会議は、中学校区程度の範囲で連合自治会等を中心に、PTA、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーとしていますが、地域の実情に応じて範囲の大小や構成メンバーは多様となっています。

県では、地区安全会議の活性化に向けて、地区安全会議を直接的に支援する各市町と連携しながら、防犯活動を担う人材育成を目的とした講座の開催、啓発資材や防犯関係情報の提供、防犯まちづくりアドバイザーを通じた支援等に取り組んでいきます。

○地区安全会議の設置数 307 団体

(2021年6月調査)

2 市町安全協議会

市町安全協議会は、市町の行政区域を単位として、住民・地域団体・事業者団体及び行政機関等によって構成され、幅広い参加団体が情報を共有し、協力して市町の防犯まちづくりに取り組むことを目指しています。

県では、各市町の実情を踏まえた防犯まちづくりには市町安全協議会の設置が重要であることから、未設置市町に対して設置を促進していきます。

○市町安全協議会設置市町数 23市町／35市町
(2021年4月調査)

3 しずおか防犯まちづくり県民会議

しずおか防犯まちづくり県民会議は、県民、地域及び事業者団体並びに行政機関等の代表者により構成され、「防犯まちづくり」を県民運動として展開する推進母体として、2003年10月に設立されました。

県民会議では、県民総ぐるみで防犯まちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせるだけでなく、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現することを目指し、それぞれの立場で防犯まちづくりに取り組んでいます。

県では、事務局として、組織の運営に取り組んでいるほか、自主防犯活動に関する情報や各構成員の取組を情報発信する等の支援に努めています。

○しずおか防犯まちづくり県民会議構成団体数 108団体
(2021年9月現在)

4 静岡県再犯防止推進協議会

静岡県再犯防止推進協議会は、国の刑事司法関係機関や更生保護関係団体、県の関係課(室)により構成され、静岡県における再犯防止に関する施策を推進するため、2019年8月に設立されました。

協議会では、静岡県再犯防止推進計画(第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画と統合)の策定や、同計画の推進について協議しています。

○静岡県再犯防止推進協議会会員数 27
(2021年11月現在)

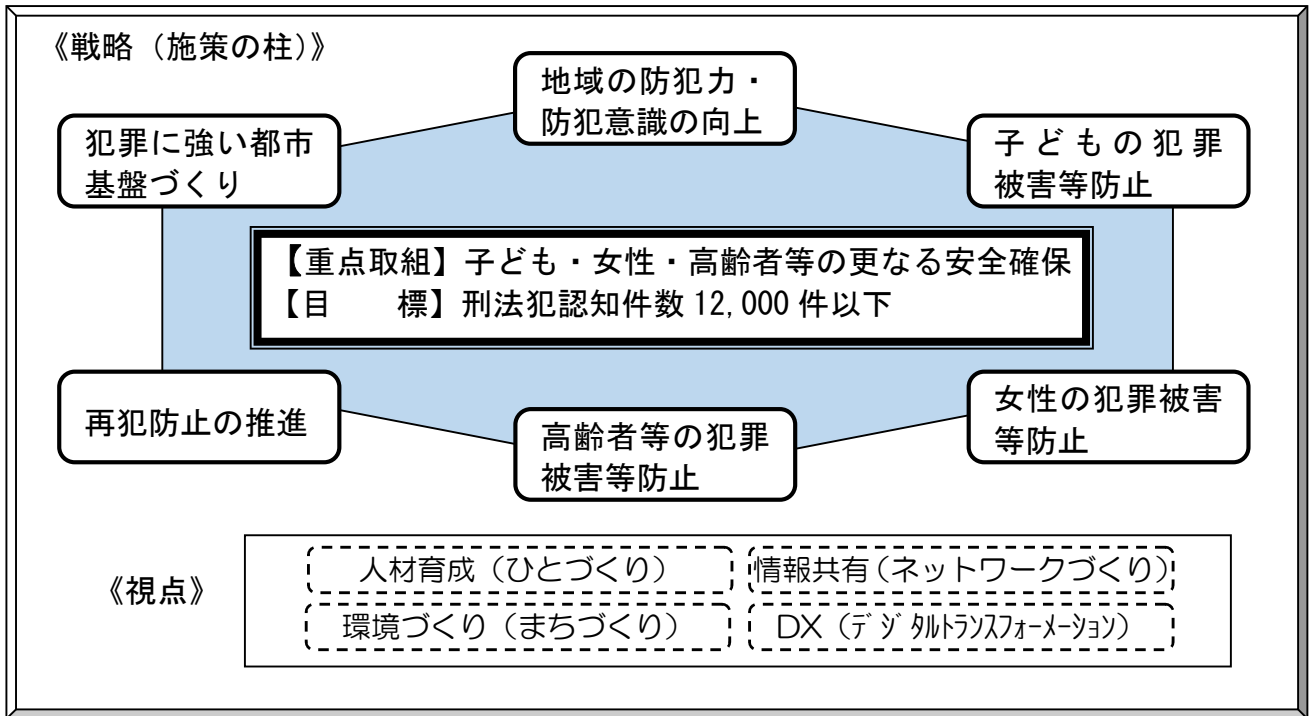
県の推進体制
と役割分担

県では、防犯まちづくりを全庁挙げて総合的かつ効果的に推進するため、全部局長で構成される「防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部」を設置しています。

庁内推進本部では、「防犯まちづくり行動計画」の策定や進捗管理を行うほか、県庁職員による青色回転灯を装着した自主防犯パトロール（青パト）や、広報活動等に取り組んでいます。

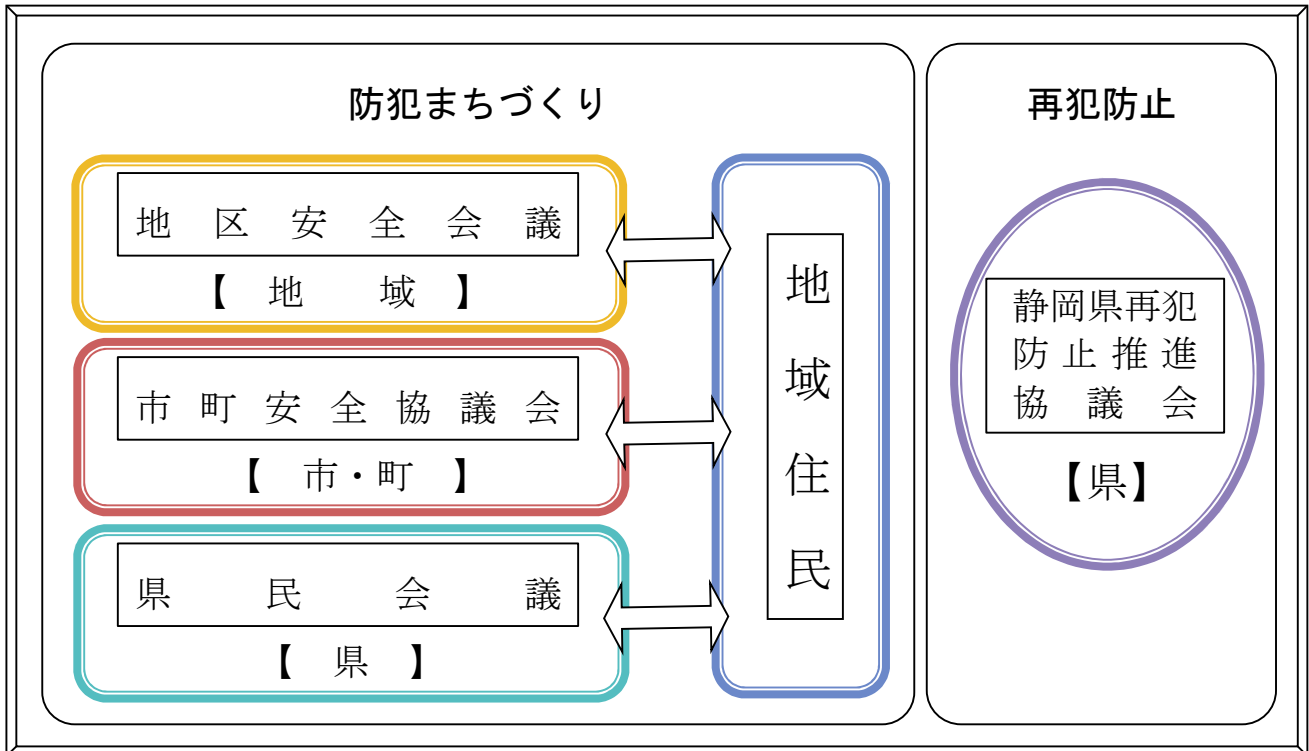
県は、地域や市町と連携しながら、情報発信・啓発資料作成・人材育成等、県の特性である専門性・先進性・広域性等が発揮できる分野を重点的に担って、防犯まちづくりに取り組んでいきます。

推進体制のイメージ



《目指す姿》 犯罪のない 安全・安心な “ふじのくに”

《推進体制》



第4章 静岡県における犯罪の現状等と県民意識

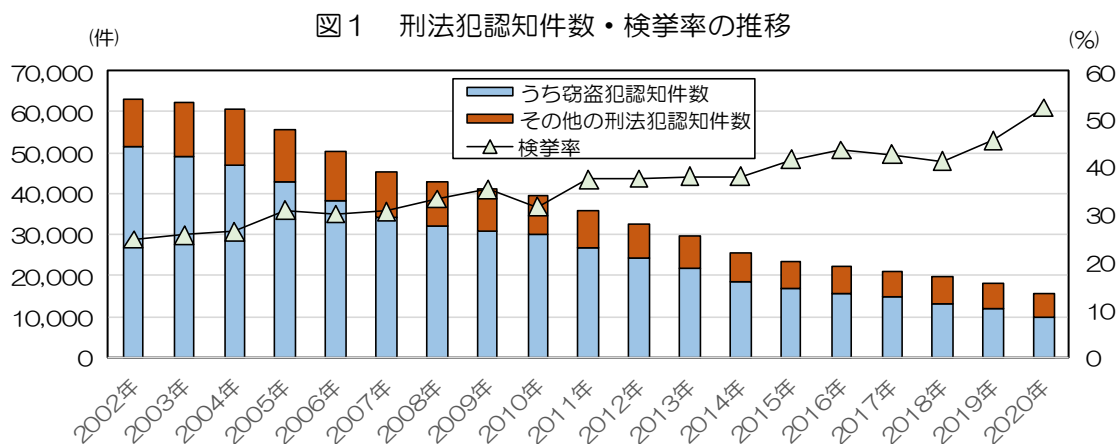
第4章 静岡県における犯罪の現状等と県民意識

犯罪の現状

1 刑法犯認知件数と検挙率の状況

静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した2002年の63,008件から18年連続で減少し、2020年は15,370件（前年に比べ2,506件（14.0%）減少）となり、ピーク時から約75.6%減少しました。

2020年の検挙率は、2002年以降、最も高い52.3%を記録しました。刑法犯認知件数のうち、64.6%を窃盗犯が占めています。（図1）



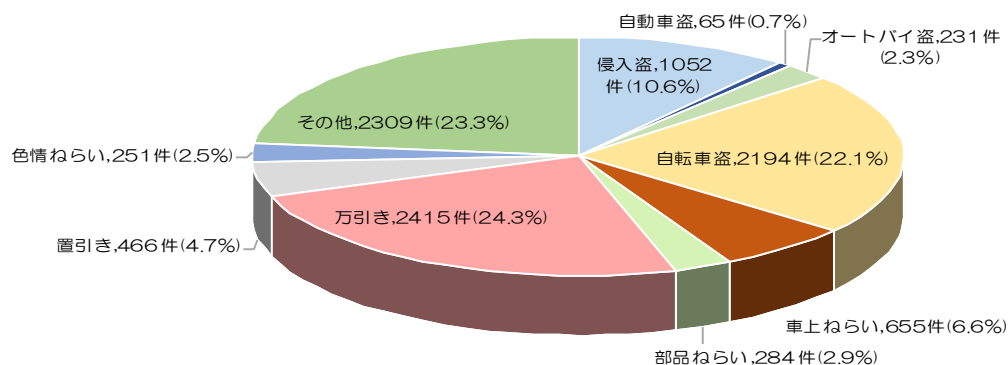
	2002年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
刑法犯認知件数	63,008	25,601	23,480	22,097	20,869	19,659	17,876	15,370
うち窃盗犯認知件数	51,639	18,514	16,615	15,463	14,674	13,293	11,970	9,922
検挙率	24.7	37.9	41.4	43.4	42.5	41.1	45.4	52.3

（静岡県警察統計より）

2 2020年の窃盗犯手口の内訳

侵入盗、乗り物盗（自動車・オートバイ・自転車盗）、車上ねらい、部品ねらい、万引きで窃盗犯全体の約7割を占めています。（図2）

図2 窃盗犯手口の内訳（2020年中）



（静岡県警察統計より）

3 特殊詐欺の状況

2020年の特殊詐欺は、前年と比べて件数は減少したものの被害額は増加しました。

手口別では、「架空料金請求詐欺」が増加しており、他の手口は減少こそしているものの予断を許さない状況です。(表1)

主要3手口(オレオレ詐欺・預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗)の被害者の99.2%が60歳以上であり、男女別構成比を見ると83.2%が女性であるため、高齢女性に対する注意喚起が重要です。(図3、4)

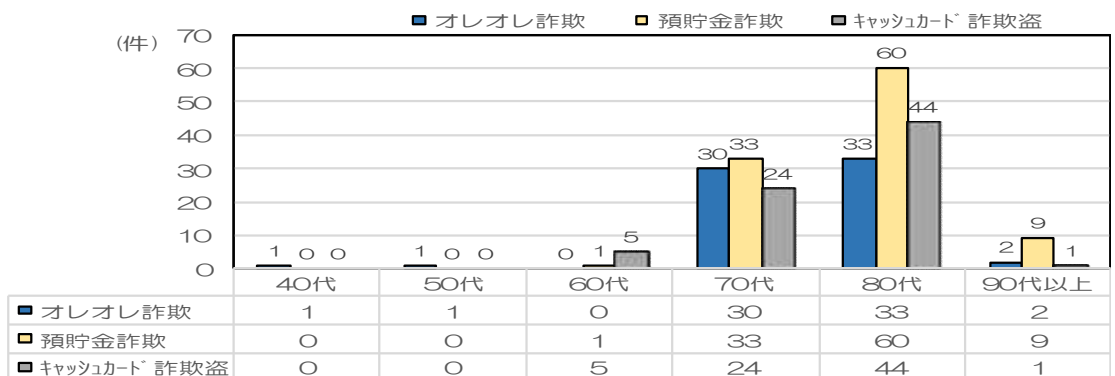
※2020年から特殊詐欺の類型は10類型に分類されており、2019年は預貯金詐欺はオレオレ詐欺として計上されています。

表1 特殊詐欺の認知状況(2020年中)

	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	キャッシュカード詐欺盗	その他	合計
件数	67	103	74	74	11	329
(前年比)	-15		+25	-6	-7	-3
被害額(千円)	147,785	137,470	212,922	126,769	5,673	630,619
(前年比)	-15,269		+76,535	-32,142	-15,734	+13,390

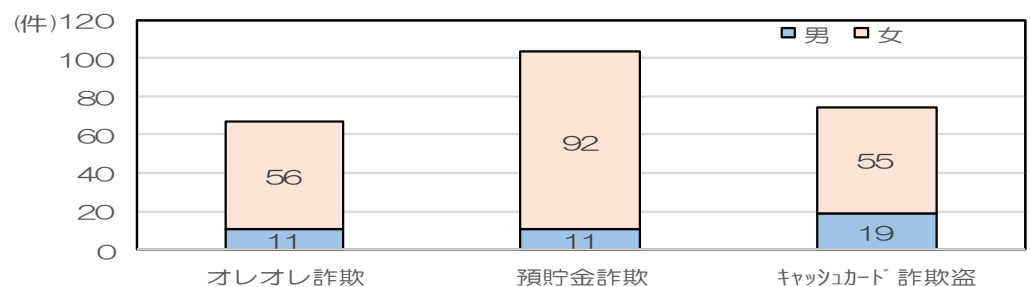
(静岡県警察統計より)

図3 主要3手口に係る被害被害者の年代別構成比



(静岡県警察統計より)

図4 主要3手口に係る被害者の男女構成比



(静岡県警察統計より)

4 子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況

子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報の届出件数は、2020年は前年に比べて減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。

(図5)

また、2020年中の内訳は「声かけ」が27.2%を占め、次いで体を触るなどの「わいせつ」が19.2%となっています。(図6)

※子ども・女性に対する声かけ等の不審者情報とは、事件に至らないものの重大な性犯罪等に発展するおそれのある、18歳以下の男女及び19歳以上の女性に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「写真撮影」「脅迫・暴行」等を行う不審者に関する情報をいいます。

図5 子ども・女性に対する声かけ等不審者情報の状況

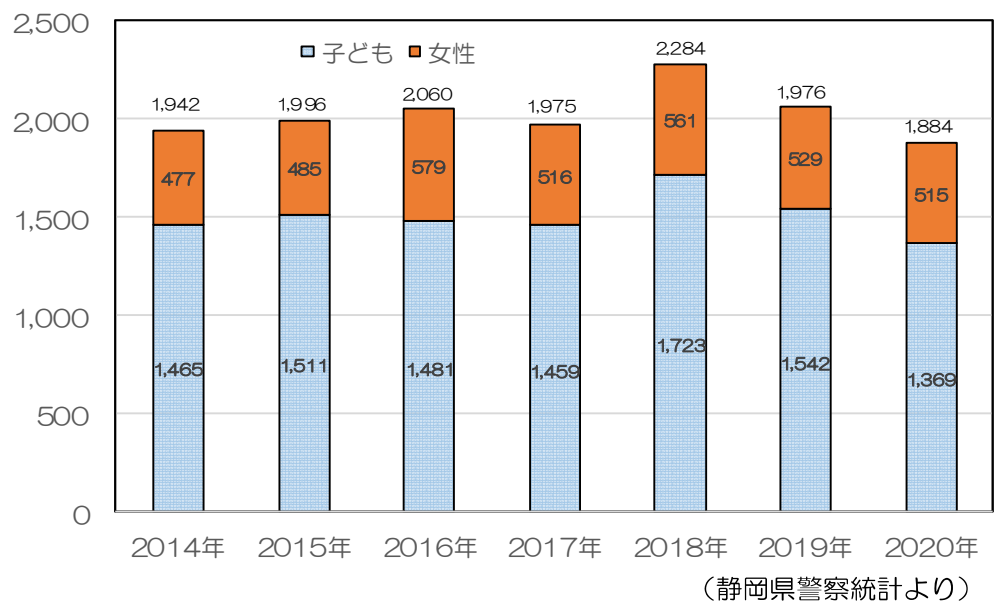
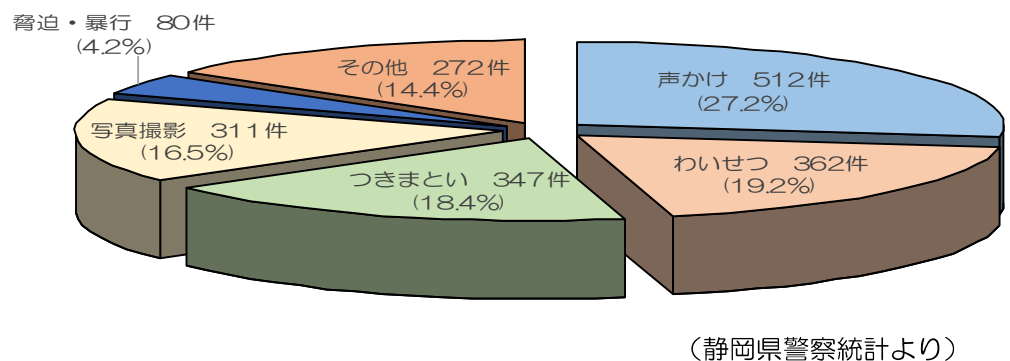


図6 子ども・女性に対する声かけ等不審者情報の内訳 (2020年中)

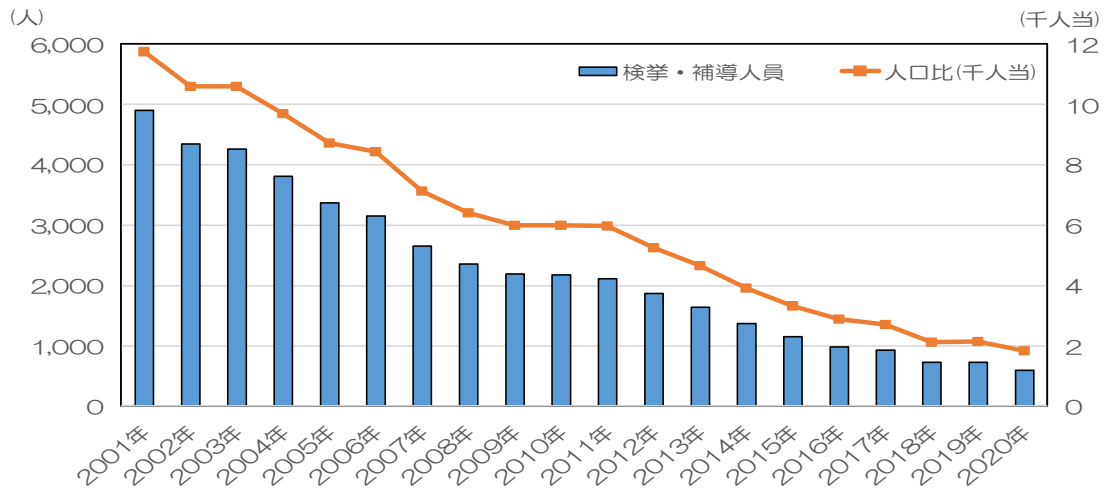


5 少年犯罪の状況

刑法犯で検挙・補導された少年の人員は、2001年に4,904人を記録し、2002年から19年連続して減少しており、また、少年人口1,000人当たりの検挙・補導された少年の人口比も減少しています。(図7)

刑法犯で検挙・補導された罪種のうち、窃盗犯が65.3%を占めており、万引き等の非侵入窃盗が最多となっています。(図8)

図7 刑法犯で検挙・補導された少年の状況

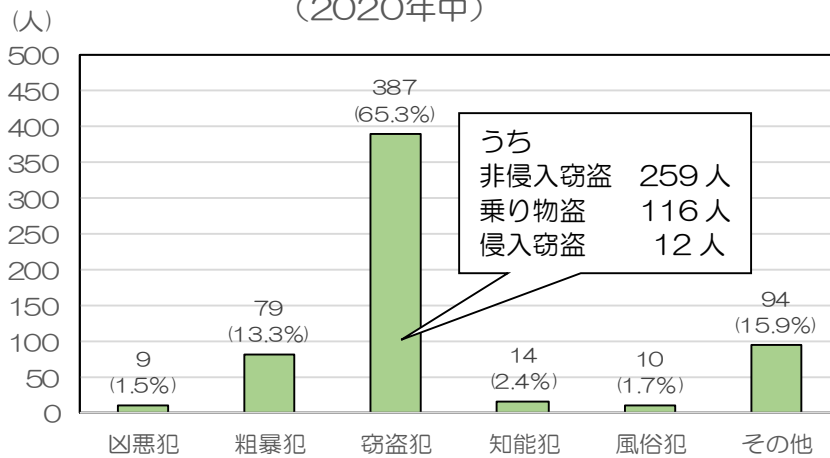


	2001年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
検挙・補導人員	4,904	1,367	1,147	987	928	721	720	593
人口比(千人当)	11.76	3.92	3.32	2.89	2.71	2.13	2.15	1.83

※ 人口比とは、少年人口1,000人あたりの検挙・補導人員をいう。

(静岡県警察統計より)

図8 刑法犯で検挙・補導された少年の罪種別状況
(2020年中)



※ 風俗犯とは、賭博・わいせつなど社会の風俗を害する犯罪をいう。

(静岡県警察統計より)

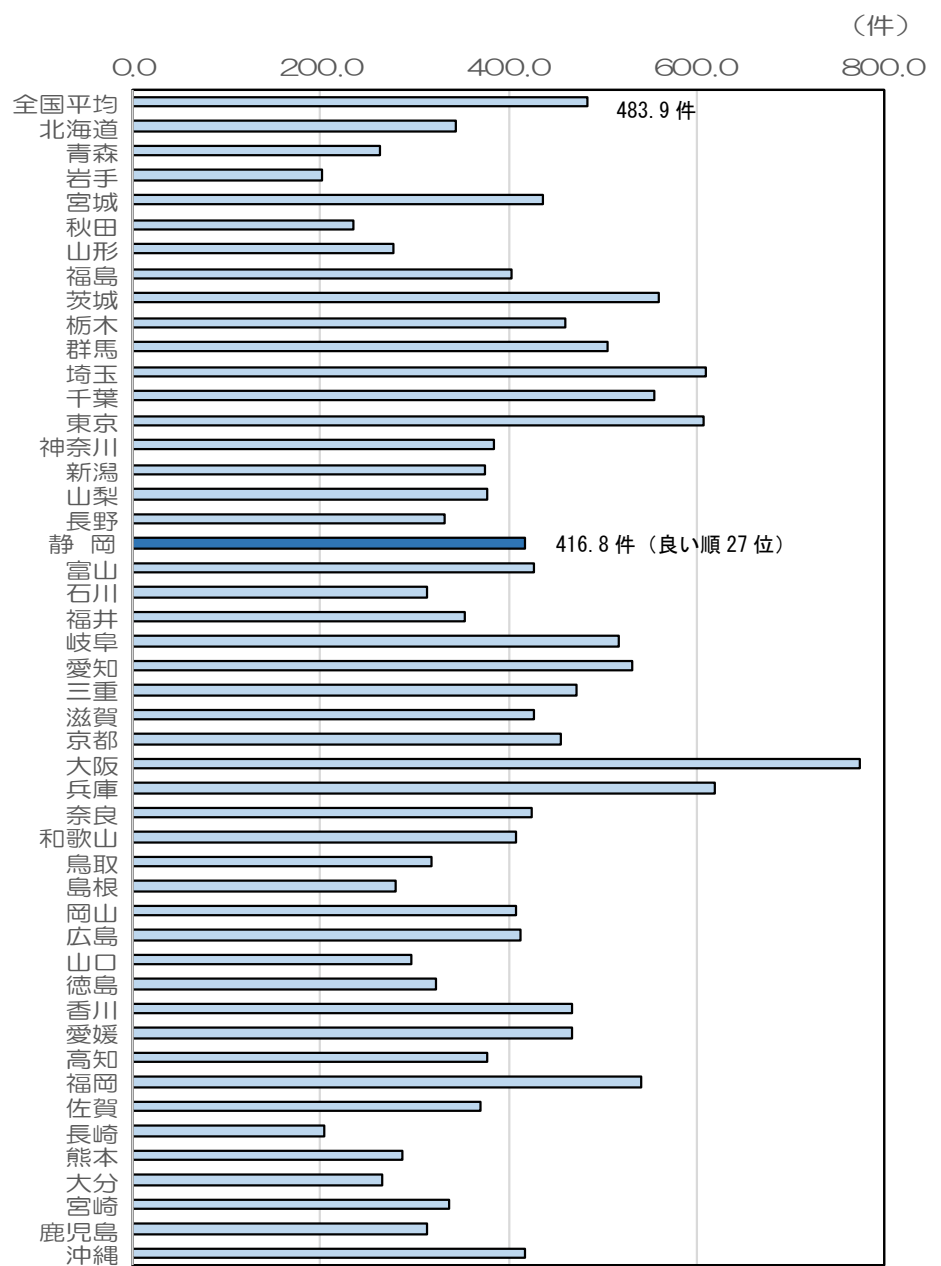
6 人口10万人当たりの刑法犯認知件数

2020年の人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）は、静岡県は416.8件と、全国平均の483.9件と比べて低い犯罪率となっています。

全国的には、関西圏、関東圏、中部圏の都府県が高い状況です。

静岡県の犯罪率は、隣接する愛知県と比べて低いものの、神奈川県、山梨県、長野県と比べると高くなっています。（図9）

図9 全国の犯罪率



（都道府県の刑法犯認知件数は警察庁発表による）

1 県内の刑法犯検挙者数及び再犯者数・率の推移

2020年の静岡県内の刑法犯検挙者は5,513人であり、47都道府県中、10番目に多い状況にあります。

そのうち、再犯者は、2,537人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は46.0%となっており、47都道府県中、7番目に低い状況にあります。

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
静岡県内の刑法犯検挙者数	6,812人	6,329人	5,758人	5,883人	5,513人
うち再犯者数	3,146人	2,917人	2,714人	2,629人	2,537人
再犯者率	46.2%	46.1%	47.1%	44.7%	46.0%
47都道府県平均	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

（法務省提供データより）

2 再入者数及び再入者率

2020年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下、「刑事施設」という。）に入所した受刑者（以下、「新受刑者」という。）のうち、犯行時に居住地が静岡県であった者は275人であり、47都道府県中36番目に少ない状況にあります。

このうち、刑事施設への入所度数2度以上の再入者は156人で、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は56.7%となっており、47都道府県中22番目に低い状況にあります。

	犯行時居住地 が静岡県の者	47都道府県平均	静岡県の 全国順位
新受刑者数	275人	280人	36位
うち再入者	156人	161人	35位
再入者率	56.7%	57.5%	22位

（法務省提供データより）

3 2020年の新受刑者のうち犯行時居住地が静岡県であった者の状況

(1) 主な罪名別（下段は、全国の総数）

罪名	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
覚醒剤取締法違反	87人 (4,367人)	67人 (3,254人)	77.0% (74.5%)
強制わいせつ・同致死傷、 強制性交等・同致死傷	7人 (297人)	3人 (94人)	42.9% (31.6%)
傷害、傷害致死、暴行	8人 (712人)	4人 (444人)	50.0% (62.4%)
窃盗	83人 (5,913人)	44人 (3,591人)	53.0% (60.7%)

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

(2) 特性別（下段は、全国の総数）

ア 年齢別

特性	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
高齢者（65歳以上）	42人 (2,143人)	30人 (1,544人)	71.4% (72.0%)
高齢者以外	233人 (14,477人)	126人 (8,096人)	54.1% (55.9%)
計	275人 (16,620人)	156人 (9,640人)	56.7% (58.0%)

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

イ 男女別

特性	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
男性	250人 (14,850人)	142人 (8,812人)	56.8% (59.3%)
女性	25人 (1,770人)	14人 (828人)	56.0% (46.8%)
計	275人 (16,620人)	156人 (9,640人)	56.7% (58.0%)

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

(3) 犯行時の就業状況（下段は、全国の総数）

特性	新受刑者数		うち再入者		再入者率
	人数	構成比	人数	構成比	
有職	112人 (5,070人)	40.7% (30.5%)	57人 (2,690人)	36.5% (27.9%)	50.9% (53.1%)
無職	162人 (11,457人)	58.9% (68.9%)	99人 (6,924人)	63.5% (71.8%)	61.1% (60.4%)
その他 (※)	1人 (93人)	0.4% (0.6%)	0人 (26人)	0.0% (0.3%)	0.0% (28.0%)
計	275人 (16,620人)	100% (100%)	156人 (9,640人)	100% (100%)	56.7% (58.0%)

※「その他」は、学生、生徒及び不詳の者である。

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

4 全国における出所受刑者の出所時帰住先の状況

出所時の帰住先の有無（2020年）

帰住先有り	引受人がおらず、 適当な帰住先無し	計
15,368人 (81.2%)	3,563人 (18.8%)	18,931人 (100%)

出典：法務省・矯正統計年報

5 2020年に少年院（駿府学園を含む全ての少年院）に入院した非行少年のうち、非行時の居住地が静岡県であった者の状況

(1) 補導原因となった主な非行

少年鑑別所送致決定に掲げる非行名	入院者数
窃盗	9人
傷害	3人
恐喝	0人
覚醒剤取締法違反	1人
強盗	1人
放火	0人
その他	15人
計	29人

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

(2) 被虐待経験

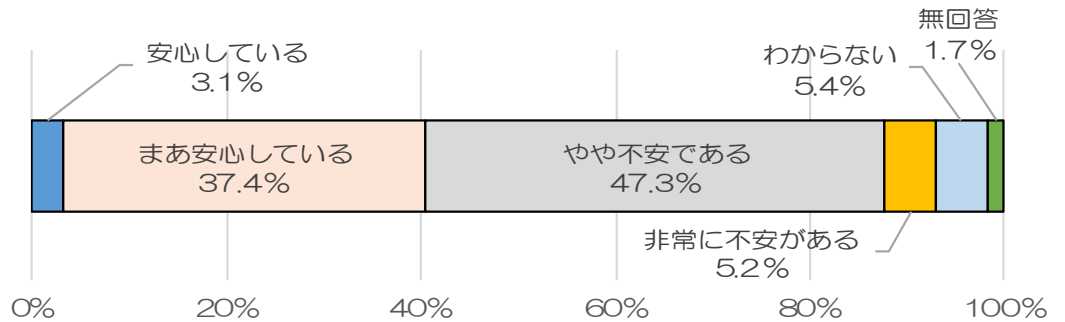
虐待無し	18人	62.1%
身体的虐待	11人	37.9%
その他の虐待（性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）	0人	0.0%
計	29人	100.0%

出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類

2020年度県政世論調査によると、県内で犯罪被害に遭う不安を感じている人は52.5%、不安を感じている犯罪の第1位は「空き巣などの侵入窃盗」で57.4%となっています。

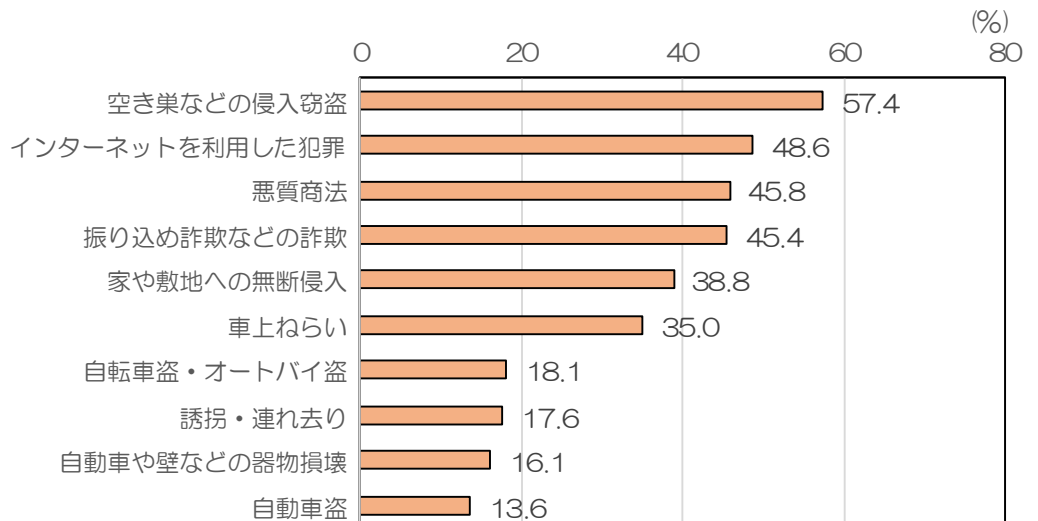
Q あなたは、あなたやあなたの家族が、県内で犯罪被害に遭うのではないかと不安を、どの程度感じていますか？



不安層 (52.5%)



Q 不安を感じている犯罪はなんですか？ (上位10位)



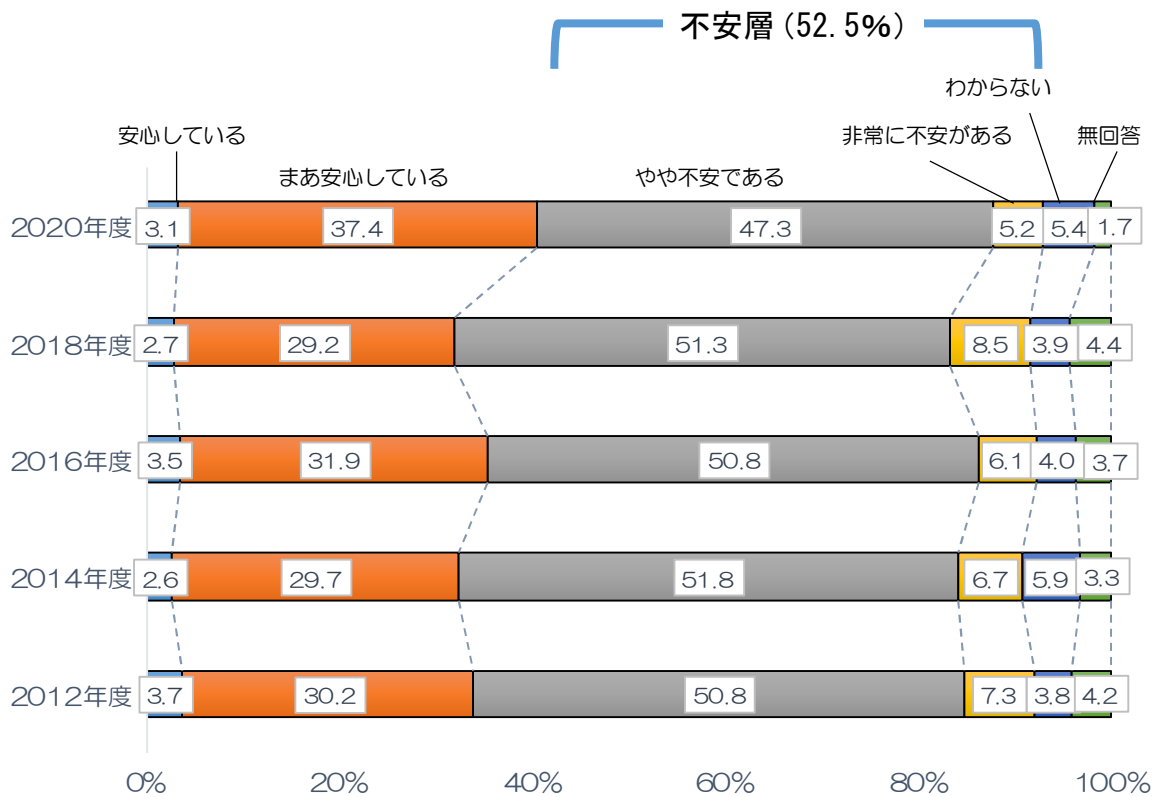
(県政世論調査より)

2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移

2018年度県政世論調査と比べて、不安を感じている人が7.3ポイント減少しています。

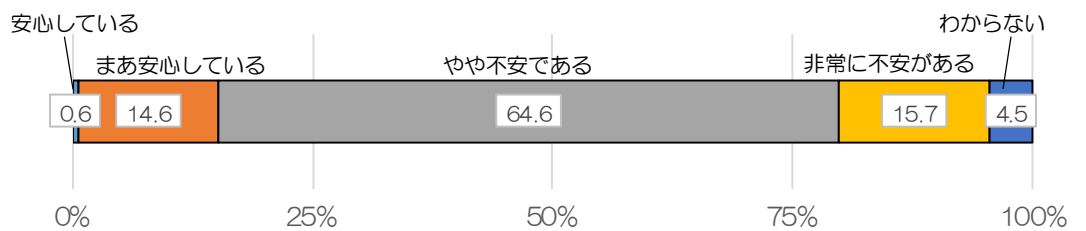
2012年度以降、不安を感じている人が5割半ばから6割弱で推移していましたが、2020年度には5割強に留まっています。

刑法犯認知件数が過去最多であった2002年度の防犯まちづくりに関するアンケート調査結果における不安を感じている人は80.3%であり、不安を感じている人は減少傾向にあります。



(県政世論調査より)

《参考》2002年度防犯まちづくりに関するアンケート調査結果



不安層 (80.3%)

(防犯まちづくりアンケート調査より)

新たな行動計画の策定にあたり、県では2020年12月に「防犯まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。

ここでは、2016年度に実施した同調査との比較を行いました。

1 防犯まちづくりへの取組意識の推移

全体として、安全安心活動への住民参加を肯定あるいは必要だとする意見の人が多数を占めています。

しかしながら、2016年度調査と比べると、安全安心活動への積極的な参加に対して肯定的な人は減少し、逆に「個人が注意すれば、住民の協力なしでも犯罪を防げる」と考える人は増加しています。

さらに注意しなければならないのは、「自分が関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる」の項目について、「そのとおり」と判断する人が57.3%を占め、「違う」と判断する人（42.7%）とおよそ半数を分け合っており、地域の安全安心問題の解決を他人に委ねたいという依存的な考えの人が住民の間に半分はいるということが考えられ、2016年度調査と比べても依存的な考えの人が増えています。

		まったくその通り	まあその通り	まあ違う	まったく違う	無回答	合計
①積極的に社会活動に参加し、地域を安全・安心に住みよくしたい	2020年度	回答数 140 % 12.8%	697 63.6%	226 20.6%	33 3.0%		1,096人 100%
	2016年度	% 11.8%	66.7%	18.5%	1.3%	1.8%	100%
②自分が関わらなくても地元の熱心な人が解決してくれる	2020年度	回答数 63 % 5.7%	565 51.6%	390 35.6%	78 7.1%		1,096人 100%
	2016年度	% 6.3%	47.9%	36.5%	7.7%	1.6%	100%
③住民の協力で、地域の安全・安心問題は解決できる	2020年度	回答数 231 % 21.1%	687 62.7%	163 14.9%	15 1.4%		1,096人 100%
	2016年度	% 23.2%	60.4%	13.4%	1.2%	1.8%	100%
④安全・安心問題の解決は住民の義務である	2020年度	回答数 185 % 16.9%	722 65.9%	171 15.6%	18 1.6%		1,096人 100%
	2016年度	% 20.3%	61.2%	15.2%	1.0%	2.3%	100%
⑤住民の協力、積極的な活動なしでは犯罪は減少しない	2020年度	回答数 197 % 18.0%	672 61.3%	212 19.3%	15 1.4%		1,096人 100%
	2016年度	% 22.3%	54.1%	19.8%	1.9%	2.0%	100%
⑥個人が注意すれば、住民の協力なしでも犯罪は防げる	2020年度	回答数 27 % 2.5%	201 18.3%	624 56.9%	244 22.3%		1,096人 100%
	2016年度	% 2.1%	16.5%	55.0%	24.3%	2.1%	100%
⑦警察に任せ、住民は関与しない	2020年度	回答数 11 % 1.0%	80 7.3%	549 50.1%	456 41.6%		1,096人 100%
	2016年度	% 1.0%	6.7%	46.3%	44.4%	1.6%	100%

(防犯まちづくりアンケート調査より)

2 求められる具体的犯罪防止対策

「防犯灯や街灯の増設」が「必要」と判断した人が81.8%と最も多く、次いで「学校や通学路の防犯対策を強化する」が62.7%、「警察によるパトロールの強化」が54.0%、「子どもに対する防犯教育を徹底する」が51.9%となっています。

2016年度の調査と比較すると「自宅への防犯カメラや防犯ベルの取り付け」、「警察の防犯広報の活発化」、「学校や通学路の防犯対策を強化する」という人の割合が高くなっており、その他の項目は、ほぼ同様な割合でした。

	2020年度		2016年度
	回答数	%	%
防犯灯や街灯の増設	702人	81.8%	85.5%
道路や塀の工夫で犯罪の起こりにくい町をつくる	205人	23.9%	25.2%
繁華街に防犯カメラを設置	411人	47.9%	58.7%
自治体が積極的に取り組む	219人	25.5%	29.2%
住民自身のパトロールなどによる防犯活動	141人	16.4%	17.5%
自宅への防犯カメラや防犯ベルの取り付け	332人	38.7%	34.1%
自己負担で警備員の雇用	6人	0.7%	0.9%
近所の助け合いで犯罪に強い地域を作る	428人	49.9%	58.2%
防犯協会・防犯団体による活動	151人	17.6%	21.0%
警察によるパトロール強化	463人	54.0%	54.6%
交番・駐在所の増設	176人	20.5%	22.6%
住民への防犯広報活動を活発化	219人	25.5%	25.4%
警察の防犯広報の活発化	176人	20.5%	17.3%
警察官の増員	89人	10.4%	10.6%
学校や通学路の防犯対策を強化する	538人	62.7%	58.7%
子どもに対する防犯教育を徹底する	445人	51.9%	51.2%
事業所の防犯対策を強化する	285人	33.2%	40.3%
その他	3人	0.3%	4.0%

(防犯まちづくりアンケート調査より)

第5章 第4次防犯まちづくり行動計画（2018年度策定）の成果と課題

第5章 第4次防犯まちづくり行動計画（2018年度策定）の成果と課題

行動計画の概要

「防犯まちづくり行動計画」（第1次）策定以降、2004年4月には「静岡県防犯まちづくり条例」が施行され、各種防犯活動を推進したことにより、刑法犯認知件数及び犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合はともに大幅に減少しました。

しかし、子ども・女性・高齢者等の安全確保等、新たな課題も生じてきたため、2011年3月に「静岡県防犯まちづくり行動計画」（第2次：2010年度～2013年度）を、2014年4月に「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」（第3次：2014年度～2017年度）をそれぞれ策定し、2018年3月に第4次計画となる

「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」

（2018年度～2021年度）

を策定しました。

1 重点取組

刑法犯認知件数は減少したものの、犯罪弱者である子ども・女性に対する「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案は依然高い水準で推移し、高齢者が主な被害者である特殊詐欺も一向に収まる気配を見せていないため

「子ども・女性・高齢者等の安全確保の推進」

を計画の重点取組としました。

2 施策の柱

- 「人材育成」（ひとづくり）
- 「環境づくり」（まちづくり）
- 「情報共有」（ネットワークづくり）

を戦略（施策の柱）とし、この戦略のもと、災害時の対応を含めた各施策、事業を推進しました。

3 計画の目標

静岡県総合計画に合わせ、

「刑法犯認知件数を2021年末までに20,000件以下」

としました。

1 成果

県内の刑法犯認知件数は、2002年の63,008件をピークに、防犯まちづくり行動計画策定以降の2003年から18年連続して減少し、2020年は15,370件まで減少しました。

○刑法犯認知件数の推移

年	2002	2003	2015	2016	2017	2018	2019	2020
件数	63,008	62,275	23,480	22,097	20,869	19,659	17,876	15,370

2 3つの施策の柱ごとの成果と課題

(1) 「人材育成」(ひとづくり)

地域住民による防犯活動が効率的、効果的なものになるよう静岡県防犯まちづくりアドバイザーや地域防犯を担う防犯リーダーの育成を目的とした防犯まちづくり講座を開催しました。

また、これまで未開催であった県内大学における薬物乱用防止啓発活動や青少年への声掛け運動等を推進し、社会のルールを守り、そして育てる規範意識の高い、次世代しずおかの防犯活動を担う人材を育成しました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、各講習会、講座、啓発イベント等の中止や規模縮小を余儀なくされた活動もあることから、オンラインの活用など開催手法の多様化に取り組んでいくことが必要です。

目標指標項目		目標数値	実績値			
		2021	2017	2018	2019	2020
防犯まちづくり講座受講者数		毎年度 180人	124人	199人	144人	197人
薬物乱用防止に関する講習会未開催校		0校	15校	23校	8校	21校
人権啓発講座等参加者数		毎年度 30,000人	25,971人	26,040人	29,320人	18,940人
地域学校協働本部又は同等の機能を有する学校数		360校	315校	355校	367校	416校
いじめ解消率 (公立・私立を含む)	小学校	90%以上	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%
	中学校	80%以上	73.4%	72.3%	64.4%	64.5%
	高等学校	90%以上	83.6%	91.7%	86.3%	81.9%
地域の青少年声掛け運動参加者数(運動開始年度(2000年度)からの累計)		425,000人	386,695人	397,465人	404,915人	411,105人

(2) 「環境づくり」(まちづくり)

県民、地域団体、事業者団体、行政機関等で構成する「しずおか防犯まちづくり県民会議」の官民一体による活動を推進し、防犯に対する取組や理解を得られたことにより県民会議の参加団体は増加し、より一層の防犯活動の促進につながりました。

また、事業所の防犯責任者を対象とした研修会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画配信により開催したことにより、参加者（視聴者）が増加しました。

なお、地域住民をはじめ、各市町との連携は、防犯まちづくりの推進に必要不可欠であることから、市町安全協議会設置市町数やDV防止ネットワーク設置市町数を増加させるなど、より一層の連携を図る必要があります。

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2021	2017	2018	2019	2020
市町安全協議会設置市町数	35 市町	24 市町	24 市町	24 市町	23 市町
しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数	106 団体	103 団体	105 団体	105 団体	107 団体
防犯責任者を設置する事業所数	7,600 事業所	7,459 事業所	7,559 事業所	7,565 事業所	7,563 事業所
防犯責任者研修会参加者数	毎年度 600 人	678 人	557 人	233 人	1,167 人
消費生活相談における被害額	380 千円以下	1,211 千円	783 千円	359 千円	329 千円
虐待による死亡児童数	毎年度0人	1 人	0 人	0 人	0 人
DV防止ネットワーク設置市町数	35 市町	29 市町	30 市町	31 市町	33 市町
自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	70%	—	—	—	68.4%
公立高校の夜間、休日等管理者不在等における盗難発生件数	0 件	6 件	5 件	3 件	3 件
学校へ不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校の割合	100%	—	97.2%	100%	100%
自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール団体数	198 団体	184 団体	191 団体	199 団体	199 団体

(3) 「情報共有」(ネットワークづくり)

防犯まちづくりニュースを月2回(2020年度以降)発行し、防犯まちづくりの取組の周知と防犯意識の向上、防犯活動の活性化を図りました。

また、防犯情報、地域における犯罪の発生情報、不審者情報等をホームページやリーフレット、市町や団体の協力を得てのキャンペーン等で発信し、広報・啓発活動を行いました。

このほか、エスピーくん安心メールの普及により、不審者情報や特殊詐欺に係るサギ電話情報等のタイムリーな提供がなされました。

しかし、県のホームページアクセス件数は、年々増加傾向にあるものの、目標数値には達しておらず、引き続き、より県民が望む情報を掲載するなど内容の充実や、情報が多くの県民に届くようなネットワークの充実が必要です。

目標指標項目	目標数値	実績値			
	2021	2017	2018	2019	2020
しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数	2,000件 /月	923件 /月	1,043件 /月	1,362件 /月	1,693件 /月
消費者教育出前講座の回数	毎年度 120回	—	115回	125回	137回
防犯まちづくりニュース発行回数	毎年度 ※1 24回	12回	12回	12回	24回
地域包括支援センター設置数	165箇所	—	161箇所	162箇所	163箇所
県警ホームページ(暮らしの安全)へのアクセス件数	70,000件 ※2 /月	44,268件 /月	63,133件 /月	82,844件 /月	66,226件 /月
エスピーくん安心メールの登録者数	48,000人 ※3	28,284人	40,718人	46,205人	46,850人
暮らしの防犯伝導士による防犯講習会開催回数	毎年度 18回	12回	15回	17回	4回

※1：2020年度以降の目標数値(2019年度までは毎年度12回)

※2：2020年度以降の目標数値(2019年度までは50,000件/月)

※3：2021年度の目標数値(2020年度までは40,000人)

参 考 资 料

静岡県防犯まちづくり条例

〔平成 16 年静岡県条例第 26 号〕

平成 16 年 3 月 25 日制定

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 情報の提供等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 学校等における児童等の安全の確保等（第 9 条—第 13 条）

第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等（第 14 条—第 16 条）

第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第 17 条—第 20 条）

第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進（第 21 条—第 24 条）

第 7 章 雑則（第 25 条）

附則

安全に安心して暮らせることは、私たちすべての願いである。

私たちは、温暖な気候と富士山、浜名湖、駿河湾などの豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で築かれた安全な社会を基盤として、多彩な産業を展開し、発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化や情報化の進展などによる社会環境の変化に伴い、全国的に犯罪が増加する中で、静岡県においても急激に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

このように県民生活の安全と社会経済活動の安定を脅かしている犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど犯罪の起きにくい防犯まちづくりに自ら積極的に取り組む必要がある。

私たちは、安全な県民生活と安定した社会経済活動を回復し、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現するため、一丸となって防犯まちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、市町並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）と協力して、防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、防犯まちづくりを推進する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が防犯まちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、必要があると認めるときは、県民等が次条及び第4条に規定する責務を果たすことができるよう、県民等が行う活動に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、日常生活における、犯罪の防止を図ることによる安全の確保（以下単に「安全の確保」という。）に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 県は、市町及び県民等と協力して、防犯まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(研修の実施)

第6条 県は、県民等に対し、防犯まちづくりに関する基礎的な研修を実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を養成するため、専門的な知識及び技術の習得を目的とした研修を実施するものとする。

第2章 情報の提供等

(広報及び啓発)

第7条 県は、県民等が防犯まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(県民等への情報の提供)

第8条 県は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 学校等における児童等の安全の確保等

(指針の策定)

第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）に対して教育を行うもの（以下「学校」という。）並びに児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

(安全に関する教育の充実)

第10条 県は、学校、家庭及び地域と連携して、児童等が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育を充実するよう努めるものとする。

(学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置)

第11条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保を図るため、第9条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保を図るための体制の整備)

第 12 条 学校等の管理者は、必要があると認めるときは、第 9 条に規定する指針に基づき、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第 13 条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下これらを「通学路等」という。)の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第 14 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下これらを「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 15 条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置)

第 16 条 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第 17 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 18 条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅とするための措置)

第 19 条 住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築確認申請時における助言等)

第 20 条 県は、共同住宅について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

2 前項の規定による助言に基づき建築主から意見を求められた警察署長は、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

(防犯責任者)

第 21 条 事業者は、その事業活動における安全の確保のため、事業所ごとに防犯に関する責任者を置くよう努めるものとする。

2 前項の責任者は、当該事業所において防犯設備の維持管理、従業員への防犯に関する指導その他の犯罪の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

第 22 条 銀行、郵便局株式会社、信用金庫、労働金庫、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（以下「金融機関」という。）、ぱちんこ屋を営む者並びに規則で定める小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、金融機関の店舗等、ぱちんこ屋の店舗又は規則で定める小売店舗を設置し、又は管理する者に対し、当該店舗等の運営に関し、犯罪の防止に資する情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第 23 条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第24条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機に係る犯罪の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 雑則

(指針の策定手続等)

第25条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第9条、第15条又は第18条に規定する指針(以下「防犯指針」という。)を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第34号抄)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月13日条例第56号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第67号)

この条例は、公布の日又は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年10月16日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県防犯まちづくり条例第22条の小売店舗を定める規則

〔平成16年静岡県規則第10号〕
〔平成16年3月30日制定〕

静岡県防犯まちづくり条例（平成16年静岡県条例第26号）第22条各項の規則で定める小売店舗は、売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している小売店舗で次に掲げるものとする。

- (1) 売場面積が250平方メートル以上の小売店舗。ただし、次のア及びイのいずれにも該当する小売店舗を除く。
 - ア 衣食住に関する各種の商品を販売する小売店舗で、その店舗の性格上いずれが主たる販売商品であるかを判別することができないもの
 - イ 従業者が常時50人以上の小売店舗
- (2) 売場面積が250平方メートル未満の小売店舗で次のア及びイのいずれにも該当するもの
 - ア 主として飲食料品を中心とした商品を販売する小売店舗
 - イ 1日14時間以上営業している小売店舗

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 9 条の規定に基づき、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)における防犯上必要な方策を定め、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の管理者等」という。)が努力すべき具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策

1 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため、次のような取組を行う。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を想定した防犯(避難)訓練の実施
- (2) 児童等が路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の指導
- (3) 安全マップの作成などによる地域における危険箇所や「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所の周知

2 安全管理の徹底

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚と学校安全対策の推進

学校等の管理者等は、教職員一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に、学校等として組織的な対応を図るよう努めるとともに、保護者、地域住民及び関係団体をはじめ警察署、消防署、医療機関等の協力を得て、次のような安全対策を実施し、その効果的な運用に努める。

-
- ア 「学校等安全委員会」等の設置
 - イ 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び点検
 - ウ 学校危機管理についての教職員研修及び訓練の実施
 - エ 「学校安全点検日」等の設定
- (2) 不審者の侵入防止等
- 学校等の管理者等は、不審者の侵入を防ぎ、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。
- ア 出入口の限定と普段使用しない門扉の施錠等の適切な管理
 - イ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
 - ウ 来校者用の入口及び受付の明示
 - エ 来校者に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請
 - オ 来校者への声掛けの実施
 - カ 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器材の設置
 - キ 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした、教室、職員室等の配置等の配慮
- (3) 緊急時に備えた体制の整備
- 学校等の管理者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合に備えて、地域住民、関係機関と連携して次のような方策について検討し、学校等の実情に応じた必要な対策を実施する。
- ア 学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れがある事案が発生した場合の、情報収集、通報、保護者・地域住民への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等
 - イ 不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合などの緊急時における教職員の役割分担、不審者に対する監視、侵入阻止及び排除体制、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
 - ウ 警察署、消防署、医療機関等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換
 - エ 近隣の学校等間における情報交換
 - オ 学校等、警察署、国、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
 - カ 警察署及び消防署の協力のもと教職員、保護者、地域のボランティア等による防犯訓練、応急手当等の訓練等
 - キ 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
 - ク 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(4) 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防ぐとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備に努める。

- ア 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- イ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯カメラ、モニター付きインターホン、通報システム(校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等)等の防犯設備
- ウ 死角の原因となる障害物等
- エ 避難の妨げとなる障害物等

3 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

4 組織的活動

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するために、保護者、地域住民、ボランティア、その他関係機関・団体に協力を要請して次のような対策を実施する。

- (1) 学校等の内外及び通学路のパトロール
- (2) 学校等の開放時及び学校等の施設外での教育活動における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 学校支援ボランティア活動(注1)への協力
- (4) 児童等への声掛け運動
- (5) 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報
- (6) 注意喚起の文書等の各家庭への配布や地域での掲示等、速やかな周知体制の整備
- (7) 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備・拡大

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

- (注1) 学校支援ボランティア活動とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。(文部省「教育改革プログラム」平成9年1月)

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の 防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 15 条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い道路等を普及させることにより、県民の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、道路等を設置し、又は管理する者(以下「道路等の管理者等」という。)が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者(道路等の管理者等を除く。)においても配慮すべきものとする。
- (4) この指針の適用に当たって、道路等の管理者等は、関係法令等、道路等の性格及び設置目的並びに住民の要望等を検討した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (5) この指針に基づく整備の推進に当たっては、地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等も勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、対応を図るとともに、県民等との協働による取組により、一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (6) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 道路

- (1) 道路の構造、周辺状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により歩道と車道を分離する。
- (2) 道路における見通しを確保する。
- (3) 道路周辺についても、県民等の協力の下、見通しを確保する。

-
- (4) 防犯灯及び道路照明灯(注1)を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
 - (5) 地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等を設置する。

2 公園

- (1) 植栽については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう配置するとともに下枝の剪定等を行う。
- (2) 遊具については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう遊具の選定や配置等を行う。
- (3) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
- (4) 生活・通学路として利用される園路においては、園路の見通しを確保するとともに、防犯灯、照明灯により人の行動を視認できる程度の照度(注2)を確保する。
- (5) 公園内には、防犯ベルや赤色灯などの警報装置が設置されていることが望ましい。
- (6) 公園内に公衆便所を設置する場合は、次の事項に配慮する。
 - ア 園路及び通路から近い場所に設置する等、周囲からの見通しを確保する。
 - イ 夜間も利用可能な便所については、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)を確保する。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。
- (4) 駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。

-
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。
 - (5) 駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路において10ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

5 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

- 注1) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- 注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。
- 注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10m先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 18 条の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等及び共同住宅の管理対策に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い住宅を普及させることにより、居住者等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅(注 1)を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者(以下「住宅を建築しようとする者等」という。)に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び建築上配慮すべき事項等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すものである。
- (2) この指針の運用に当たっては、関係法令等及び住宅を建築しようとする者等が定める建築計画上の制約等に配慮した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関の配置

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)から見通しが確保された位置に配置する。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用玄関扉

共用玄関には玄関扉を設置することが望ましい。また、玄関扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造とするとともに、オートロックシステム(インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。)を導入することが望ましい。

(ウ) 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置し、扉は自動施錠機能つきのものとする。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(エ) 共用出入口の照明設備

- 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね 50 ルクス以上、その外側の床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保することができるものとする。
- 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を置く場合には、管理人室は共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) エレベーターホールの照明設備

- 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

-
- その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) エレベーターの防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等を設置することが望ましい。

(イ) エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

(ウ) エレベーターの扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

(エ) エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下・共用階段

(ア) 共用廊下・共用階段の構造等

- 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。
- 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
- 共用階段のうち屋外に設置されているものについては、住棟外部からの見通しが確保されたものとする。屋内に設置されているものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。ことが望ましい。

(イ) 共用廊下・共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度が確保することができるものとする。

キ 自転車置場・オートバイ置場

(ア) 自転車置場・オートバイ置場の配置

- 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。

-
- ・地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
 - (イ) 自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置
自転車置場・オートバイ置場は、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとする。
 - (ウ) 自転車置場・オートバイ置場の照明設備
自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ク 駐車場

- (ア) 駐車場の配置
 - ・駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
 - ・屋内に配置する場合には、構造上支障がない限り、周囲に開口部を確保する。
 - ・地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- (イ) 駐車場の照明設備
駐車場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 通路

- (ア) 通路の配置
通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制を踏まえて、道路等、共用玄関、及び屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。
- (イ) 通路の照明設備
通路の照明設備は、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 児童遊園、広場又は緑地等

- (ア) 児童遊園、広場又は緑地等の配置
児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備

児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 塀、柵又は垣等

塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置されたものとするのが望ましい。また、塀、柵又は垣等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とする。

サ 防犯カメラ

(ア) 防犯カメラの配置等

- ・防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する。
- ・防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

シ その他

(ア) 屋上

屋上は、居住者に常時開放する場合を除き、出入口等に施錠可能な扉を設置する。また、屋上がバルコニー等に接近しやすい場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) 配管、雨樋、外壁等

配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりにならないものとする。

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関扉

(ア) 住戸の玄関扉等の材質・構造

住戸の玄関扉等は、その材質がスチール製等で破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

(イ) 玄関扉の錠

住戸の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

(ウ) 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものと

する。

イ インターホン

(ア) 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(イ) 管理人室等との通話等

インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能を有するものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。望ましい。

ウ 住戸の窓

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要のある窓を除く。以下同じ。)及び接地階の住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓のうち侵入が予想される階に存するものには、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

エ バルコニー

(ア) バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉

ア 玄関扉の材質・構造

一戸建住宅の玄関扉の材質は、破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

イ 玄関扉の錠

一戸建住宅の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、かつ、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

ウ 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

一戸建住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとする。

(2) インターホン

玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(3) 窓等

ア 窓

窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー、庭等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー、庭等に面する窓には、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

(4) バルコニー

ア バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず、縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合は、面格子の設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

第3 共同住宅の管理対策

共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策は、次のとおりとする。

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニター、録画装置を含む。）、防犯灯等の防犯設備の適正作動について定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等に置かれた物置やロッカー等により、死角となる箇所が発生している場合は、これらの物を除去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽は、周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠す恐れのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止する。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器は、侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所に設置する。

(5) 防犯器具等の整備

破壊やピッキング等が困難な錠前、侵入警報、警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を促進する。

2 居住者等による自主的防犯体制の整備

(1) 管理組合等を中心とした自主的防犯活動の推進

居住者等は、共同住宅の管理組合等を中心とした自主的防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署との連携

居住者等は、管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

附 則

この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注 1) 「住宅」とは、共同住宅及び一戸建て住宅(長屋を含む。)をいう。

(注 2) 「住宅に係る犯罪防止のために必要な設備」の例

(1) 玄関扉のこじ開け防止に有効な措置

例えば、通称「ガードプレート」の設置がある。

(2) 破壊及びピッキング等が困難な構造を有する錠

例えば、財団法人全国防犯協会連合会が実施している「優良住宅用開き扉型式認定制度」により認定された錠(通称 CP 錠)及び平成 12 年 7 月 1 日から施行された、シリンダー(鍵穴周辺の円筒部分)のみを対象とした耐ピッキング性能だけを評価する CP-C 認定制度により認定されたシリンダーを装着した錠がある。

また、サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。

(3) 破壊が困難な窓ガラス

例えば、合せガラスがある。

「子ども見守り強化の日」実施要綱

1 活動名

「子ども見守り強化の日」

～11（ひとびと）の目で 子どもの安全を守る～

2 目的

県民、行政、警察等が協力して、県下一斉に子どもの通学路における見守り・パトロール活動を行い、子どもの安全を確保するとともに、子どもを含めた県民全体の意識の高揚と日常生活を通じた見守り活動の活性化を図ることを目的とする。

3 実施日時

毎年6月11日及び10月11日の主に小学生の下校時間帯

※上記月日が休日、祝日の場合は、翌開校日を実施月日とする。

※実施時間や場所については、各市町、地域の実情に合わせ選定する。

4 実施方法

県下各小学校等の通学路において行う通常の見守り活動、青色防犯パトロール活動等に加え、普段の買物や散歩、事業者の事業活動等の機会を通じた見守り活動を実施する。また、「子ども見守り強化の日」を周知するための広報・啓発活動を実施する。

再犯防止

(1) 再犯防止推進法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

〔国の5つの基本方針〕

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする事。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔国の7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

(2) 静岡県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 静岡県における再犯防止に関する施策を推進するため、静岡県再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 静岡県再犯防止推進計画の推進等に関すること。
- (2) その他静岡県における再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(会員)

第3条 協議会の会員は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じて、会員を加えることができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、静岡県くらし・環境部県民生活局長をもって充てる。
2 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議の招集)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を協議会に出席させることができる。
3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、静岡県くらし・環境部くらし交通安全課が行う。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月19日から施行する。

別表

機関・団体名		区分	
1	静岡保護観察所	国	
2	静岡刑務所		
3	静岡少年鑑別所		
4	駿府学園		
5	静岡地方検察庁		
6	静岡労働局		
7	静岡県保護司会連合会	関係団体等	
8	静岡県更生保護女性連盟		
9	認定特定非営利活動法人静岡県就労支援事業者機構		
10	静岡県地域生活定着支援センターひまわり		
11	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	静岡県	
12	暮らし・環境部		県民生活局
13			住まいづくり課
14			公営住宅課
15	健康福祉部		企画政策課
16			地域福祉課
17			地域福祉課人権同和対策室
18			障害者政策課
19			障害福祉課
20			医療政策課
21	経済産業部		労働雇用政策課
22	交通基盤部		建設業課
23	教育委員会事務局		教育政策課
24	警察本部		人身安全対策課
25			少年課
26			組織犯罪対策課
27		薬物銃器対策課	
暮らし・環境部		暮らし交通安全課	
		事務局	

(3) 県内の支援サービス提供状況一覧

○静岡県地域生活定着支援センター

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援等のコーディネート業務や、矯正施設出所後のフォローアップ業務を行っている。

また、矯正施設出所後も、受入施設等に対する必要な助言を行うとともに、本人、家族、行政機関等関係者からの相談に対応している。

所在地	〒410-0301 沼津市宮本5-2
連絡先	電話番号 055-923-7984/FAX番号 055-923-7985

○静岡県精神保健福祉センター

依存症の専門相談員による依存症問題を抱える当事者や家族等を対象とした依存相談、民間支援団体や医療機関と連携した依存症患者への支援プログラム及び依存症患者の支援者を対象とした研修事業を実施している。

所在地	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎別館
連絡先	電話番号 054-286-9245/FAX番号 054-286-9249 メール：mental@pref.shizuoka.lg.jp

○静岡県人権啓発センター

人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に対応している。

所在地	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階
連絡先	電話番号 054-221-3330/FAX番号 054-221-1948 ホームページ http://jinken.pref.shizuoka.jp

○児童相談所一覧

児童相談所名	所在地	電話番号
賀茂児童相談所	下田市中531-1	0558-24-2038
東部児童相談所	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
富士児童相談所	富士市本市場441-1	0545-65-2141
中央児童相談所	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-646-3570
西部児童相談所	磐田市見付3599-4	0538-37-2810
静岡市児童相談所	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
浜松市児童相談所	浜松市中区中央1丁目12番1号4階	053-457-2703

○自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	窓口名	住所	電話番号
静岡県	東伊豆町社協「生活支援・相談センター」	賀茂郡東伊豆町白田306 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
	河津町社協「生活支援・相談センター」	賀茂郡河津町田中212-2 河津町保健福祉センター内	0558-34-1286
	南伊豆町社協「生活支援・相談センター」	賀茂郡南伊豆町加納790 南伊豆町健康福祉センター内	0558-62-3156
	松崎町社協「生活支援・相談センター」	賀茂郡松崎町宮内272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
	西伊豆町社協「生活支援・相談センター」	賀茂郡西伊豆町宇久須 258-4	0558-55-1313
	函南町社協「生活支援・相談センター」	田方郡函南町平井 717-28	055-978-9288
	清水町社協「生活支援・相談センター」	駿東郡清水町堂庭221-1	055-981-1665
	長泉町社協「生活支援・相談センター」	駿東郡長泉町下土狩 967-2	055-988-3920
	小山町社協「生活支援・相談センター」	駿東郡小山町小山75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
	吉田町社協「生活支援・相談センター」	榛原郡吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター 「はあとふる」内	0548-34-1800
	川根本町社協「生活支援・相談センター」	榛原郡川根本町上岸90番地 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
森町社協「生活支援・相談センター」	周智郡森町森50-1 森町 保健福祉センター内	0538-85-5769	
沼津市	沼津市自立相談支援センター	沼津市日の出町1-15 サンウェルぬまづ2階	0120-86-1620 055-922-1620
熱海市	くらし・しごと相談センター	熱海市中央町1-26 福祉センター2階	0557-86-6339
三島市	三島市生活支援センター	三島市東本町1-2-6	055-973-3450
富士宮市	富士宮市福祉総合相談課	富士宮市弓沢町150番地	0544-22-1561
	くらし・しごと相談センター	富士宮市宮原7番地の1	0544-22-0094
伊東市	くらし相談センター「こころ」	伊東市大原2-1-1	0557-36-1190
島田市	自立相談窓口	島田市大津通2番の1	0547-35-6244
富士市	富士市ユニバーサル就労支援センター	富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館1階	0545-64-6969

自治体名	窓口名	住所	電話番号
磐田市	生活相談グループ 福祉総合相談	磐田市国府台57番地7	0538-37-4797
焼津市	地域福祉課	焼津市本町二丁目16番 32号	054-626-1127
掛川市	生活支援係	掛川市掛川910-1	0537-22-1294
	自立相談窓口	富士市本町4-6 フジスカイビル5階	0545-62-8255
藤枝市	自立生活サポートセ ンター	藤枝市岡出山1丁目11番 1号	054-643-3131
御殿場市	地域福祉課	御殿場市萩原988-1 (御殿場市市民交流セン ターふじざくら内)	0550-70-7577
	自立支援相談窓口	御殿場市萩原483 (社会福祉課内)	090-7857-2199
袋井市	生活自立相談センタ ー	袋井市久能2515-1	0538-43-3020
下田市	下田市暮らし支援セ ンター	下田市四丁目1-1	0558-22-3294
裾野市	社会福祉課	裾野市佐野1059番地	055-995-1819
湖西市	湖西市社会福祉協議 会	湖西市古見1044番地	053-525-6667
伊豆市	伊豆市生活困窮者自 立支援相談窓口	伊豆市小立野38番地の2	0558-72-3202
御前崎市	福祉課	御前崎市池新田5585	0537-85-1121
	自立相談窓口	御前崎市白羽5402-10	0548-63-5294
菊川市	菊川市生活困窮者自 立相談支援センター	菊川市半済1865番地 (菊川市総合保健福祉セ ンタープラザげやき内)	0537-35-3724
伊豆の国市	暮らし相談窓口	伊豆の国市田京299-6 伊豆の国市福祉事務所内	0558-76-8012
牧之原市	相談支援センター	牧之原市須々木140	0548-52-3500

○（公財）静岡県暴力追放運動推進センター

暴力団からの被害、暴力団からの離脱に関する相談に対応している。

所在地	〒422-8067 静岡市駿河区南町11-1 静銀・中京銀静岡駅南ビル4階
連絡先	電話番号 054-283-8930/FAX番号 054-283-8940 ホームページ http://www.shizu-boutui.or.jp

○法務少年支援センター静岡

非行・犯罪の専門機関として、非行・犯罪に関する問題や思春期の子供たちの行動理解等に関する事柄について、未成年に限らず、成人の心理相談に対応しているほか、関係機関からの法教育、研修・講演等の依頼にも応じている。

所在地	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2-27-7
連絡先	電話番号 054-281-3220（相談専用） 054-281-3208（法教育、研修・講演等受付）

○市福祉事務所、町福祉関係課等

[市福祉事務所]

福祉事務所名	電話番号	所在地
静岡市葵福祉事務所	054-221-1080	静岡市葵区追手町5-1
静岡市駿河福祉事務所	054-287-8656	静岡市駿河区南八幡町10-40
静岡市清水福祉事務所	054-354-2107	静岡市清水区旭町6-8
浜松市浜松福祉事務所	053-457-2055	浜松市中区元城町103-2
浜松市天竜福祉事務所	053-922-0018	浜松市天竜区二俣町二俣530-18
浜松市浜北福祉事務所	053-585-1121	浜松市浜北区西美園6
沼津市福祉事務所	055-934-4825	沼津市御幸町16-1
熱海市福祉事務所	0557-86-6345	熱海市中央町1-26
三島市福祉事務所	055-983-2613	三島市北田町4-47
富士宮市福祉事務所	0544-22-1144	富士宮市弓沢町150
伊東市福祉事務所	0557-32-1534	伊東市大原2-1-1
島田市福祉事務所	0547-36-7158	島田市中央町1-1
富士市福祉事務所	0545-55-2758	富士市永田町1-100
磐田市福祉事務所	0538-37-4797	磐田市国府台3-1
焼津市福祉事務所	054-626-1127	焼津市本町2-16-32
掛川市福祉事務所	0537-21-1140	掛川市長谷701-1
藤枝市福祉事務所	054-643-3111	藤枝市岡出山1-11-1
御殿場市福祉事務所	0550-82-4239	御殿場市萩原483

福祉事務所名	電話番号	所在地
袋井市福祉事務所	0538-44-3121	袋井市新屋1-1-1
下田市福祉事務所	0558-22-2216	下田市東本郷1-5-18
裾野市福祉事務所	055-995-1819	裾野市佐野1059
湖西市福祉事務所	053-576-4532	湖西市吉美3268
伊豆市福祉事務所	0558-72-9862	伊豆市小立野38-2
御前崎市福祉事務所	0537-85-1121	御前崎市池新田5585
菊川市福祉事務所	0537-37-1251	菊川市半済1865
伊豆の国市福祉事務所	0558-76-8006	伊豆の国市田京299-6
牧之原市福祉事務所	0548-23-0070	牧之原市静波991-1

[町福祉関係課]

町名	課名	電話番号
東伊豆町	住民福祉課	0557-95-6204(直)
河津町	保健福祉課	0558-34-1937(直)
南伊豆町	健康福祉課	0558-62-6233(直)
松崎町	健康福祉課	0558-42-3966(直)
西伊豆町	健康福祉課	0558-52-1961(直)
函南町	福祉課	055-979-8127(直)
清水町	福祉課	055-981-8214(直)
長泉町	福祉保険課	055-989-5512(直)
小山町	住民福祉課	0550-76-6661(直)
吉田町	社会福祉課	0548-33-2104(直)
川根本町	健康福祉課	0547-56-2224(直)
森町	保健福祉課	0538-85-1800(直)

○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療に関する様々な事について相談ができる。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
下田市地域包括支援センター	下田市東本郷1-5-18	0558-36-4146
東伊豆町地域包括支援センター	賀茂郡東伊豆町稲取3354	0557-95-1106
河津町地域包括支援センター	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1938
南伊豆町地域包括支援センター	賀茂郡南伊豆町加納790番地	0558-36-3335
松崎町地域包括支援センター	賀茂郡松崎町宮内301番地の1	0558-42-3966
地域包括支援センターにしいず	賀茂郡西伊豆町仁科393番地	0558-52-3030
熱海地区地域包括支援センター	熱海市緑ガ丘町9-7	0557-86-0005
南熱海地域包括支援センター	熱海市下多賀817-2 遠藤マンション103号	0557-67-7600
泉・伊豆山地域包括支援センター	熱海市伊豆山717-1	0557-80-5566

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
宇佐美地域包括支援センター	伊東市宇佐美2405-2 介護老人保健施設のぞみ併設	0557-48-0640
伊東地域包括支援センター	伊東市桜木町2-2-3 伊東市社会福祉協議会内	0557-38-4165
中央地域包括支援センター	伊東市大原2-1-1 伊東市役所 高齢者福祉課内	0557-52-3003
小室地域包括支援センター	伊東市荻772-1 特別養護老人ホーム 奥野苑内	0557-38-8801
対島地域包括支援センター	伊東市八幡野1028-4 特別 養護老人ホーム 伊豆高原十字 の園内	0557-55-2872
沼津市基幹型地域包括支援センター	沼津市御幸町16-1	055-934-4865
はら地域包括支援センター	沼津市原1200-3	055-969-4055
あしたか地域包括支援センター	沼津市東椎路1742-1	055-967-2988
片浜・今沢地域包括支援センター	沼津市松長12-3	055-969-7050
かなおか地域包括支援センター	沼津市西沢田431-11	055-921-2022
かどいけ地域包括支援センター	沼津市岡宮1147-8	055-939-6700
きせがわ地域包括支援センター	沼津市大岡1155	055-954-0755
千本地域包括支援センター	沼津市本字千本1910-206	055-962-5932
第五地域包括支援センター	沼津市新宿町19-1	055-939-8022
かぬき地域包括支援センター	沼津市下香貫猪沼981-2	055-933-3671
第三・第四地域包括支援センター	沼津市西島町19-1	055-941-6605
三浦・戸田地域包括支援センター	沼津市内浦重須627-7	055-919-5571
三浦・戸田地域包括支援センター 戸田出張所	沼津市戸田916-2（窓口機能 のみ）	055-919-5571
地域包括支援センター三島	三島市北田町4-47	055-983-2689
三島市北地区地域包括支援センター	三島市芝本町12-6 Mishima Trust Building 306号室	055-976-0234
三島市中郷地区地域包括支援センター	三島市梅名578	055-984-3777
三島市北上地区地域包括支援センター	三島市佐野1205-3	055-989-6500
三島市錦田地区地域包括支援センター	三島市谷田字藤久保2276	055-975-2424
裾野市地域包括支援センター	裾野市平松470-5	055-995-1288
裾野市北部地域包括支援センター	裾野市石脇524-1	055-930-5800
伊豆市修善寺地区地域包括支援センター	伊豆市本立野531-1	0558-99-9301

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
伊豆市土肥地区地域包括支援センター	伊豆市土肥670-2	0558-98-3001
伊豆市天城湯ヶ島地区地域包括支援センター	伊豆市湯ヶ島161-1	0558-85-0570
伊豆市中伊豆地区地域包括支援センター	伊豆市八幡500-1	0558-83-5488
伊豆の国市長岡地域包括支援センター	伊豆の国市北江間45-1	055-946-0692
伊豆の国市萑山地域包括支援センター	伊豆の国市四日町302-1	055-949-9213
伊豆の国市大仁地域包括支援センター	伊豆の国市白山堂408-9 (プレーグおおひと内)	0558-76-7311
函南町地域包括支援センター	田方郡函南町平井717-28	055-978-1700
清水町地域包括支援センター	駿東郡清水町堂庭221-1	055-981-1675
長泉町地域包括支援センター	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5519
長泉北地域包括支援センター	駿東郡長泉町下長窪781-1	055-941-5335
長泉南地域包括支援センター	駿東郡長泉町下土狩457-2	055-918-2121
御殿場市地域包括支援センター 御殿場十字の園	御殿場市御殿場184-1	0550-84-5950
御殿場市地域包括支援センター さくら通り	御殿場市萩原1180-6	0550-70-3331
御殿場市地域包括支援センター 菜の花	御殿場市萩原988-1	0550-70-6804
御殿場市地域包括支援センター あすなろ	御殿場市杉名沢131-1	0550-89-7929
御殿場市地域包括支援センター 富岳	御殿場市神山1925-1193	0550-87-6873
小山町地域包括支援センター 平成の杜	駿東郡小山町小山255番地の2	0550-76-9950
富士宮市地域包括支援センター	富士宮市弓沢町150番地	0544-22-1591
富士宮市北部地域包括支援センター	富士宮市上井出1285-1	0544-54-1092
富士宮市富士根地域包括支援センター	富士宮市小泉1854-3	0544-21-3611
富士宮市南部地域包括支援センター	富士宮市星山1058	0544-23-3328
富士宮市中部地域包括支援センター (サブセンター)	富士宮市淀川町35-15	0544-29-7808
富士宮市西部地域包括支援センター	富士宮市大鹿窪143-1	0544-67-0001

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
富士市高齢者地域包括支援センター	富士市永田町一丁目100番地	0545-55-2951
富士市東部地域包括支援センター	富士市増川新町12-1	0545-39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	富士市比奈1481-2	0545-39-2700
富士市北部地域包括支援センター	富士市一色218-10	0545-23-0303
富士市鷹岡地域包括支援センター	富士市久沢475-1	0545-30-7062
富士市吉原西部地域包括支援センター	富士市国久保1-11-36	0545-30-8324
富士市富士北部地域包括支援センター	富士市本市場新田24-5	0545-66-0115
富士市富士南部地域包括支援センター	富士市横割本町2-17	0545-65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士市岩淵137-1	0545-81-4820
地域包括ケア推進本部地域支え合い推進係	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1203
葵区城西地域包括支援センター	静岡市葵区駒形通四丁目11-15	054-204-3335
葵区安西番町地域包括支援センター	静岡市葵区安西三丁目20	054-204-2626
葵区城東地域包括支援センター	静岡市葵区安東二丁目13-1	054-295-9993
葵区伝馬町横内地域包括支援センター	静岡市葵区音羽町7-18 KGMビル103号	054-207-8111
葵区城北地域包括支援センター	静岡市葵区竜南二丁目1-38	054-292-6450
葵区千代田地域包括支援センター	静岡市葵区沓谷六丁目20-1 ル・シエル101	054-207-8602
葵区長尾川地域包括支援センター	静岡市葵区瀬名一丁目16-8 □ ジュマン21 1-A号室	054-265-9511
葵区美和地域包括支援センター	静岡市葵区与左衛門新田74-6 (楽寿の園内)	054-296-1100
葵区賤機地域包括支援センター	静岡市葵区昭府二丁目7-17	054-251-7772
葵区安倍地域包括支援センター	静岡市葵区俵沢38-1	054-294-8400
葵区服織地域包括支援センター	静岡市葵区羽鳥六丁目4-3 (スニップビル1階)	054-659-8585
葵区藁科地域包括支援センター	静岡市葵区富沢1542-46 (ラポーレ駿河内)	054-270-1804

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
駿河区小鹿豊田地域包括支援センター	静岡市駿河区小鹿一丁目1-24 (小鹿苑内)	054-284-0284
駿河区八幡山地域包括支援センター	静岡市駿河区有東二丁目12-10	054-202-6677
駿河区大谷久能地域包括支援センター	静岡市駿河区根古屋289-1 (久能の里内)	054-236-0778
駿河区大里中島地域包括支援センター	静岡市駿河区中野新田349-1(エン・フレンテ内)	054-280-4970
駿河区大里高松地域包括支援センター	静岡市駿河区登呂五丁目9-22	054-203-3385
駿河区長田地域包括支援センター	静岡市駿河区みずほ二丁目12-7	054-268-5080
駿河区丸子地域包括支援センター	静岡市駿河区丸子二丁目4-16	054-270-8720
清水区港北地域包括支援センター	静岡市清水区本郷町5-8 セブンスターマンション1階	054-371-0296
清水区興津川地域包括支援センター	静岡市清水区承元寺町1341 (白扇閣内)	054-369-3482
清水区両河内地域包括支援センター	静岡市清水区和田島688	054-343-1515
清水区港南地域包括支援センター	静岡市清水区洪川三丁目8-27 ヴィラエスポワール101	054-625-6663
清水区岡船越地域包括支援センター	静岡市清水区船越一丁目1-1	054-376-6651
清水区高部地域包括支援センター	静岡市清水区柏尾387-2 (柏尾の里内)	054-347-5271
清水区飯田庵原地域包括支援センター	静岡市清水区石川本町5-7	054-364-6631
清水区松原地域包括支援センター	静岡市清水区宮加三19番1号 エルヴァスB	054-337-0500
清水区有度地域包括支援センター	静岡市清水区長崎新田296-5	054-344-7721
清水区蒲原由比地域包括支援センター	静岡市清水区蒲原721-4 (白銀すこやかセンター内)	054-385-5595
葵区城東地域包括支援センター (井川相談窓口)	静岡市葵区井川1133-2(静岡市井川高齢者生活福祉センター内) ※窓口機能のみ	054-260-2227
清水区蒲原由比地域包括支援センター (由比相談窓口)	静岡市清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	054-376-0417
島田市第一中学校区地域包括支援センター	島田市中溝町1714番地の1	0547-33-0882

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
島田市第二中学校区地域包括支援センター	島田市中河町283番地の1	0547-34-3240
島田市六合・初倉中学校区地域包括支援センター	島田市道悦五丁目13-3	0547-32-9699
島田市金谷中学校区地域包括支援センター	島田市竹下470番地の2	0547-45-5609
島田市川根中学校区地域包括支援センター（サブセンター）	島田市川根町家山4153-5	0547-58-0320
島田市六合・初倉中学校区地域包括支援センター（サブセンター）	島田市阪本1336番地の1	0547-30-0617
焼津市北部地域包括支援センター	焼津市大覚寺3-2-2	054-626-3219
焼津市中部地域包括支援センター	焼津市西小川5-6-2	054-626-8811
焼津市南部地域包括支援センター	焼津市祢宜島555	054-656-3322
焼津市大井川地域包括支援センター	焼津市宗高572-1	054-664-2700
藤枝市地域包括支援センター開寿園	藤枝市中ノ合252-1	054-638-2253
藤枝市地域包括支援センター第2開寿園	藤枝市青南町1-12-13	054-634-0232
藤枝市地域包括支援センターふじトピア	藤枝市時ヶ谷417-2	054-638-5259
藤枝市地域包括支援センター社会福祉協議会	藤枝市瀬戸新屋83-6	054-643-3526
藤枝市地域包括支援センターグリーンヒルズ藤枝	藤枝市宮原244-1	054-639-1212
藤枝市地域包括支援センター愛華の郷	藤枝市大東町58	054-634-1133
藤枝市地域包括支援センター亀寿の郷	藤枝市岡部町内谷1334-4	054-667-5001
牧之原市地域包括支援センターオーブ	牧之原市静波991番地1	0548-22-8822
牧之原市地域包括支援センターさがら	牧之原市相良275番地	0548-53-1900
吉田町地域包括支援センター	榛原郡吉田町片岡795-1	0548-33-2323
川根本町地域包括支援センター	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2225
地域包括支援センター元浜	浜松市中区元浜町356	053-479-1215
地域包括支援センター鴨江	浜松市中区鴨江三丁目70-27	053-456-3362

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
地域包括支援センター佐鳴台	浜松市中区佐鳴台三丁目35-21	053-448-0201
地域包括支援センター和合	浜松市中区和合町555	053-475-5560
地域包括支援センター板屋	浜松市中区板屋町697	053-456-5600
地域包括支援センター高丘	浜松市中区高丘東四丁目43番11号	053-420-6330
地域包括支援センターありたま	浜松市東区有玉南町1436	053-434-7899
地域包括支援センターさぎの宮	浜松市東区小池町38-1	053-432-5151
地域包括支援センターあんま	浜松市東区安間町55-8	053-423-2701
地域包括支援センター大平台	浜松市西区大平台一丁目34-30	053-485-2800
地域包括支援センター和地	浜松市西区大山町2893-1	053-437-2001
地域包括支援センター雄踏	浜松市西区雄踏町宇布見4080-4	053-597-0022
地域包括支援センター新津	浜松市南区法枝町248-3	053-444-3333
地域包括支援センター芳川	浜松市南区石原町739	053-426-1503
地域包括支援センター三和	浜松市南区三和町242-1	053-462-1011
地域包括支援センター三方原	浜松市北区新都田五丁目12-21	053-428-6333
地域包括支援センター細江	浜松市北区引佐町井伊谷2569	053-528-2288
地域包括支援センター北浜	浜松市浜北区高藪208-2	053-584-2733
地域包括支援センターしんぱら	浜松市浜北区新原4092-2	053-584-1090
地域包括支援センター於呂	浜松市浜北区於呂2519-2	053-588-5600
地域包括支援センター天竜	浜松市天竜区二俣町二俣2396-56	053-925-0034
地域包括支援センター北遠中央	浜松市天竜区龍山町戸倉711-2	053-969-0088
磐田市城山・向陽地域包括支援センター	磐田市見付2510-4	0538-36-4865
磐田市中部地域包括支援センター	磐田市国府台57-7	0538-37-1060
磐田市竜洋地域包括支援センター	磐田市岡729-1	0538-66-9221
磐田市豊岡地域包括支援センター	磐田市下野部48	0539-63-0500
磐田市豊田地域包括支援センター	磐田市上新屋304	0538-36-1300
磐田市福田地域包括支援センター	磐田市福田400	0538-58-3242
磐田市南部地域包括支援センター	磐田市上大之郷51	0538-36-8900

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
掛川市中部地域包括支援センター	掛川市杉谷南1-1-30	0537-21-1338
掛川市西部地域包括支援センター	掛川市下垂木1270-2	0537-23-8669
掛川市東部地域包括支援センター	掛川市藺ヶ谷881-1	0537-61-5050
掛川市南部大東地域包括支援センター	掛川市三俣620	0537-72-6640
掛川市南部大須賀地域包括支援センター	掛川市西大淵100	0537-48-5370
袋井北部地域包括支援センター	袋井市宇刈850-1	0538-48-5335
袋井中部地域包括支援センター	袋井市久能2891	0538-43-0326
袋井南部地域包括支援センター	袋井市高尾783-4	0538-42-7939
浅羽地域包括支援センター	袋井市浅羽4140	0538-23-0780
湖西市地域包括支援センター恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114
湖西市地域包括支援センター湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
湖西市地域包括支援センター燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
湖西市地域包括支援センター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
御前崎市地域包括支援センターはまおか	御前崎市池新田5585	0537-85-1167
御前崎市地域包括支援センターおまえざき	御前崎市白羽 6171-1	0548-63-6857
菊川市地域包括支援センター	菊川市半済1865	0537-37-1120
森町地域包括支援センター	周智郡森町森50番地の1	0538-85-6341

○しずおかジョブステーション

県では、求職中の方を対象とした支援施設「しずおかジョブステーション」を県内3か所（沼津・静岡・浜松）に設置している。各ステーションでは、学生、若者から中・高齢者までの幅広い就職相談や、様々な対象別セミナーを用意し求職者のみなさんを就職へと導く。就職相談では、専任キャリアカウンセラーがアドバイスする。

地域	所在地	コーナー等
東部	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階 東部県民生活センター内	総合案内・受付 就職相談コーナー ハローワークコーナー
中部	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 中部県民生活センター内	総合案内・受付 就職相談コーナー
西部	浜松市中区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎3階・1階 西部県民生活センター内	3階 受付、就職相談コーナー 1階 総合案内、ハローワークコーナー

○静岡県内の定時制・通信制高校一覧

（定）＝定時制、（通）＝通信制

[県立]

校名	区分	学科名	所在地
下田	(定)	普通	415-8527 下田市蓮台寺152
伊東	(定)	普通	414-0055 伊東市岡入の道1229-3
三島長陵	(定)	普通	411-0033 三島市文教町1-3-93
小山	(定)	普通	410-1313 小山町竹之下369
沼津工業	(定)	工業（工業）	410-0822 沼津市下香貫八重129-1
富士	(定)	普通	416-0903 富士市松本17
富士宮東	(定)	普通	418-0022 富士宮市小泉1234
清水東	(定)	普通	424-8550 静岡市清水区秋吉町5-10

校名	区分	学科名	所在地
静岡	(定)	普通	420-8608 静岡市葵区長谷町66
科学技術	(定)	工業（工業）	420-0813 静岡市葵区長沼500-1
静岡中央	(定)	普通	420-8502 静岡市葵区城北2-29-1
静岡中央	(通)	普通	420-8502 静岡市葵区城北2-29-1
藤枝東	(定)	普通	426-8577 藤枝市天王町1-7-1
島田商業	(定)	商業（商業）	427-0058 島田市祇園町8707
榛原	(定)	普通	421-0422 牧之原市静波850
磐田南	(定)	普通	438-8686 磐田市見付3084
浜松北	(定)	普通	432-8013 浜松市中区広沢1-30-1
浜松大平台	(定)	普通	432-8686 浜松市西区大平台4-25-1
浜松工業	(定)	工業（工業）	433-8567 浜松市北区初生町1150
浜名	(定)	普通	434-0033 浜松市浜北区西美園2939-1
新居	(定)	普通	431-0304 湖西市新居町内山2036

（出典：令和3年度静岡県学校名簿）

[公立（市立）]

校名	区分	学科名	所在地
静岡市立	(定)	普通	420-0803 静岡市葵区千代田3-1-1

（出典：令和3年度静岡県学校名簿）

[私立]

校名	区分	学科名	所在地
キラリ	(通)	普通	421-0304 吉田町神戸726-4

（出典：令和3年度静岡県学校名簿）

ふじのくに防犯まちづくり行動計画

2022年3月（2022年9月改訂）

静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3714 FAX 054-221-5516

E-mail kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

富国^{とく}有徳^{ゆうとく}の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture